

昭和六十二年五月二十六日(火曜日)
午前十時三十二分開会

•

部を改正する法律

衆議院送

件)

件)

○号外一五件

○障害者の生活と働く権利の保障に関する請願
(第七〇六九号)

○医療と福祉の充実に関する請願(第七一〇二号
外一五件)

○看護専門学校寮における電気製品の使用規制と
消灯規制の緩和に関する請願(第七四〇五号)

○小規模障害者作業所等の助成に関する請願(第
七四九六号外一五件)

○労働基準法の一部を改正する法律案反対に關す
る請願(第七五二三号)

○消費生活協同組合法の改悪反対に関する請願
(第七五二四号)

○労働基準法の改悪反対、労働時間の短縮に關す
る請願(第七五八七号外一件)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(佐々木満君) ただいまから社会労働委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る二十三日、稲山篤君が委員を辞任され、そ
の補欠として対馬孝且君が選任されました。

○委員長(佐々木満君) 戦時災害援護法案を議題
といたします。

発議者浜本万三君から趣旨説明を聴取いたしま
す。浜本万三君。

○浜本万三君 私は、ただいま議題となりました
戦時災害援護法案につきまして、日本社会党・護
憲共同、公明党、国民会議、日本共産党、民社党、
国民連合を代表いたしまして、提案の理由を御説
明申し上げます。

既に戦後四十一年を経て、あの恐ろしい戦争
への記憶が一段と風化し、新しい戦争への危険さ
えもささやかれる中で、なお戦争の傷跡が生活を
圧迫し、生命と健康を失った多くの一般戦災者が、
国から何らの援護を受けることなく、戦争犠牲者
として、傷病苦と生活苦にあえぎながら、余命を

つないでいる現実を放置することはできません。

私は、これら戦災者の心情と、報われることな
く高齢化し、亡くなられる方々の続出する日々に
思いをいたすとき、援護の手が一刻も早く差し伸
べられる必要を痛感せざるを得ないのであります。

振り返ってみますと、さきの大戦では、原爆投
下を含め、米軍の無差別爆撃によって銃後と思わ
れていた非戦闘員とその住居までも一瞬にして戦
場になり、我が国全土にわたる諸都市が焼き払
われました。

昭和二十年四月十三日の状況窮迫せる場合に
あつた国民戦闘組織に関する閣議決定は、「新たな
る兵役義務により、兵として動員し、統帥権下に
服従せしめ得る必要な法的措置を講ずること」を
決め、昭和二十年六月二十二日に即時公布された
義勇兵役法では、「国民義勇隊に参加せしむべき
ものは、老幼者、病弱者、妊産婦等を除くの外は、
可及的広範に包含せしむるものを徴兵する」とし、
いわゆる国民皆兵体制をつくり上げたことによつ
ても、当時、既に平和な銃後は存在せず、戦場その
ものとなつていたことは明白であります。

これによる一般市民の死傷被害は、沖縄を除い
ても優に八十八万人を超え、罹災人口は実に一千万
人を超すと言われています。

中でも昭和二十年三月十日の東京大空襲は、わ
ずか二時間余の爆撃によつて全部の四割が一瞬に
して灰じんと化し、炎の中で約十万人の市民の生命
を奪いました。その惨状は、イギリスの一物理学
者をして、原子爆弾攻撃による荒廃化を除けば、
今までになされた空襲のうち最も惨害をほしいま
まにした空襲であると指摘させるほどでありまし
た。

昭和十七年二月二十四日に公布された戦時災害
保護法では、昭和二十一年に廃止されるまでの間
に、十二万七千人の民間戦災者、被害者、同遺族に
対し、救済、補償もなされました。

戦後、政府は今日まで、戦争犠牲者対策を軍人
軍属及びその遺家族など、昭和六十一年末現在約

九万二千人に限定してきていたのであります。

その後、準軍属と言われる人々など、わずかな
範囲の拡大はあつたものの、銃後の犠牲者に対す
る援護の手は、基本的に皆無に等しいまま今日に
至つていたのであります。

一方、今次大戦の同じ敗戦国である西ドイツで
は、既に昭和二十五年に戦争犠牲者の援護に關す
る法律を制定し、公務傷病と同視すべき傷害の範
囲を極めて広範に規定したため、援護の手はあま
ななく一般市民にまで及び、その対象は、昭和六十
年一月においても百六十六万人にも上つておりま
す。

我が国の戦争犠牲者対策は、原爆被害者に対す
る特別措置は別として、あくまでも軍人軍属等に
限定しようとするものであり、こうした政府の態
度は、大戦の過ちを衷心から悔い改めようとする
姿勢に欠けるばかりか、軍事優先の思想が根底に
あるのではないかと、この疑念さえもわがわける
のであります。

戦後四十一年を経て、いまだに放置されたまま
の一般戦災者に対し、国の援護措置を望む国民の
声は、戦災地域にとどまらず、それ以外の自治体
からも決議、意見書が多く寄せられており、一夜
にして十万人近い人々の命を奪われた東京では、
犠牲者を悼み、反戦平和を願う大集會が催され、
その都度一般戦災者に対する援護が強く求められ
ているところであります。本案は、このような国
民の声を背景に、本案成立の日まではいまだ戦後
終わらずとの確信を持つて作成し、再び提案する
ものであります。

次に、本案の要旨について、簡略に申し述べま
す。

さきの大戦で空襲その他の戦時災害によつて身
体に被害を受けた者及び死亡した者の遺族に対
し、戦傷病者特別援護法及び戦傷病者戦没者遺族
等援護法に規定する軍人軍属等に対する援護と同
様、国家補償の精神に基づく援護を行おうとする
ものであります。

金にかえて、一時金たる遺族給付金百二十万円を
支給することとしております。

援護の種類別に申し上げますと、第一は、療養
の給付、療養手当二万三千四百円の支給及び葬祭
費十一万九千円の支給であります。

第二は、更生医療の給付、補装具の支給及び修
理、国立保養所への収容並びにJ.R各旅客会社へ
の無償乗車等の取り扱いであります。

第三は、障害年金または障害一時金を支給する
ことであります。

以上、支給要件、給付内容はすべて軍人軍属等
におけると同様であります。

第四は、遺族給付金、五年償還の記名国債とし
て百二十万円の支給であります。

遺族の範囲は、死亡した者の配偶者、父母、子、
孫及び祖父母で、死亡した者の死亡の当時、日本
国籍を有し、かつその者によつて生計を維持し、
またはその者と生計をともしにしていた者としたし
ております。

第五は、弔慰金五万円の支給であります。遺族
の範囲はおおむね軍人軍属等におけると同じであ
ります。

最後に、施行期日は、公布の日から一年以内で
政令で定める日としております。

何とぞ、御審議の上、速やかに本案の成立を期
せられんことをお願いいたしまして、提案理由の
御説明を終わります。ありがとうございます。

○委員長(佐々木満君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

○委員長(佐々木満君) 児童扶養手当法等の一部
を改正する法律案、原子爆弾被害者に対する特別
措置に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷
病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

三案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、
これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○浜本万三君 私は、原子爆弾被害者に対する特

別措置に関する法律の一部を改正する法律案並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に係る問題につきまして御質問をさせていただきます。

まず最初に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の問題についてお尋ねいたします。

被爆後四十年余を経過いたしました、被爆者の皆さんは、病苦、貧困、孤独、その高齢化が進み、被爆者を取り巻くその環境は一段と厳しさを増しております。したがって、直ちに国家補償による被爆者援護法を制定するよう多くの皆さんから要求をされておられるところでございます。

〔委員長退席、理事岩崎純三君着席〕

私は、政府が一刻も早くそれらの要求を受け入れられまして、国家補償による被爆者援護法の制定に向けて努力をしていただきますように心から希望するものでございます。

ただ、本日は時間もございませんので、このような基本問題についての質疑や論議は次回に譲りまして、来年度の予算要求に絡む若干の問題について質問をさせていただきますと存じます。

まず第一は、被爆後四十年を経過いたしました一昨昭和六十年に行われました被爆者実態調査は、もう既に集計も終わりました、現在解析作業を進めていると思うわけでございますが、その進捗状況はどのようになっているでしょうか、その内容を明らかにしていただきたいと存じます。

○政府委員(仲村英一君) 被爆者実態調査でございますが、御承知のように四十年、五十年と十年置きにやっておりますので、六十年度におきましては第三回目を実施したわけでございます。

〔理事岩崎純三君退席、委員長着席〕

被爆者実態調査のうち生存者調査につきましては、昭和六十年十月三日を調査日といたしまして調査を実施いたしました。回答数が三十一万三千四百九十九人、回答率八六・七％という非常に高い回収率でございました。御指摘のように、現在実態調査委員会というものを設けてまして、集計結

果についてお諮りをして報告書の取りまとめを鋭意進めておる段階でございます。来月のできるだけ早い機会に公表できるようにしたいというふうに考えておるところでございます。

この六十年の生存者調査とあわせまして、調査票によります死没者調査というものも実施をいたしましたわけでございますが、この死没者調査につきましては回答数が二十八万六千八百七十七人、回答率七九・一％ということでございますが、これにつきましては現在広島市、長崎市におきます既存の資料と照合する作業等いろいろ整理を鋭意進めておるところでございます。この取りまとめまでにはまだなお日時を要するというところでございまして、六十三年度じゅうにということと考えておるところでございます。

以上、実態調査の進捗状況についてお答えいたしました。

○浜本万三君 ただいま実態調査につきましてのそれぞれの作業状況が説明されました。生存者の実態調査は六月の早い機会、それから死没者の場合には六十三年の後半というふうに今承ったわけでございますが、昨年私は、これをできれば中間報告でもしていただきまして最も早い機会の予算に生かしていただくようにお願いをしたところでございますが、なぜこんなに時間がかかるのか、その理由についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○政府委員(仲村英一君) 生存者調査でございますが、御指摘のように十月に実施いたしましたのでかなりの日月を経過するというところになるかと思っております。先ほどもお答えいたしましたように、全国から約三十万に及びます調査票を回収あるいは整理をするということでございます。これが六十一一年三月まで時間がかかったというところでございます。

国会の方の御指摘もございまして、せっかく調査票を送ってくるんだから締め切りをできるだけ延ばしたかどうかという御意見もございまして、有効回答数ができるだけ多いようにということの

事務的な配慮もいたしました結果もあるわけでございしますが、そうやって集めた調査結果をもちろんコンピュータに入力してあるわけでございしますが、その大抵の数字が打ち出されてまいりましたのが六十一一年九月ごろだったと思っておりますけれども、その内容を実態調査委員会というものを設けてまして、専門家あるいは各方面の学識経験者から構成いたします委員会にお諮りいたしました。ここで集計方法等についての方向をお決めいただいたわけでございます。

現在これに従って集計打ち出しを行っておりますわけでございますが、さらに委員からの御要望の結果表等も打ち出しをしたりしておりますので、そのようなことで若干時間がかかったということになろうかと思っております。

それから死没者調査でございますけれども、先ほどもお答えいたしましたけれども、現在広島市、長崎市におきます原簿と申しますか、入力されておるものと照合するという作業があるわけでございますが、これはやはり二十八万六千人という数字があるわけでございまして、この入力にかなりの作業量がかかっているというところでございます。で、先ほど申し上げたような取りまとめの日程というふうに私も私ども考えておるところでございます。

○浜本万三君 ちょっと議論を進めまして、お尋ねするんですが、こういう調査を政府が行われる場合には何かやはり考え方があってのことだと思っております。したがってお尋ねするわけなんです、今回の調査は生存者、死没者調査、それぞれ行政といたしましてどのようなことを頭に描きながら調査を行われたのでしょうか、それらの点についてお尋ねいたします。

○政府委員(仲村英一君) 実態調査のうちの生存者調査に關しましてお答えいたしますと、被爆者の生活、健康等の実態を総合的に把握することが必要ではないか、その把握して得ました結果を今後の被爆者対策の基礎資料として活用するようにということで、この実態調査の企画につきまして

も委員会を設けて各専門家の御意見をお聞きしたりしたわけでございます。

特に委員からの御指摘もございましたけれども、被爆者が高齢化しておるという事実が考えられるわけでございまして、そういう方たちがどのような生活状態になつておるか、あるいは子供さんたち同居をされておるか、あるいは独居されておるかというふうなことの別でございまして、か、寝たきりの状態になつておられる方がどれだけおられるか、あるいはそういう方たちの介護がどのような形でなされているか等、高齢化の生活実態に関する質問を多く設けたというところが特徴だというふうに言えるかと思うわけでございます。

死没者調査でございますけれども、死没者調査につきましては、原簿により死没された方々の数でございますとか、亡くなられた場所等を把握いたしましたして原簿被害の実相を明らかにするということを目的として私も私も調査を進めてきておるところでございます。

○浜本万三君 特に死没者調査について伺うんですが、現在広島市と長崎市で解析作業を行つておるということが先ほどの御答弁で明らかになりました。その場合、政府としてはいかなる政策的イメージを描きながら作業をなさったのでしょうか。特に死没者調査についてのイメージの内容を伺いたいと思っております。

○政府委員(仲村英一君) 死没者調査につきましては、先ほどからお答え申し上げておりますように、現在解析作業を進めておるところでございます。すけれども、私も私もいたしましては、この調査を通じて原簿による被害の実態がどうであったかということを目的として死没者調査を実施したというふうなことを明らかにし、正確に後世に伝えるというふうなことを考えておるところでございます。

○浜本万三君 結局、調査の結果によつて戦争の悲惨さ恐ろしさというものを数字の上で再現をいたしまして世界の恒久平和を願う、こういうあかしにしたいという御答弁のように思います。私は、

そういう御答弁では、この調査に対する精神からいうと何か欠落しておる点があるのではないかと
思ふわけでございます。

もちろん、二度とあのような戦争の惨禍をもた
らしてはならない、核廃絶の国民の願いを改めて
国民の共通認識にしたいということについては、
いささかも私はこういう考え方に反対するものでは
ありません。当然賛成するものであります。が、
同時に、この調査を行うに当たっては被爆によっ
て亡くなった皆さんに対して具体的に何らかの
弔意をあらわす必要があるのではないかと、そうい
う気持ちもあわせてあったのではないかと、そうい
うに思ふんです。だからこそお話をあつたような
大変な時間と人手を割いて調査を行われたものだ
と思うんですが、そういう弔意の気持ちの問題に
ついては何らか政策的に具体化していこうというお
考え方はなかったんでしょうか。

○政府委員(仲村英一君) 原爆の被爆の実態を正
しく伝えるということが被爆者に対する弔意をあら
わす上で非常に大切なことだということで私も
も考へておるわけでございます。現在解析中
の死没者調査は中心のデータでございますけれども、
も、そのほかに国内に埋没しております被災資料
についても、その収集に努めてまいりたいと思
ておるところでございます。また、アメリカに
ございます関係資料についても現在入手努力を続け
ておるところでございます。今後これらの資料
を広島、長崎両市とも御相談しながら整理して、
原爆被爆の実態を明らかにするとともに、それを
後世に伝えるということといたわけでございま
す。

弔意を具体的にあらわすというお尋ねでござい
ましたけれども、被爆者の遺族に弔意金を支給す
ることを意味しているということでありま
す。私も従前からお答えしておりますが、被爆
者対策が放射能による健康障害という特別の犠牲
に対して実施されているものでございまして、
遺族ということだけでこの特別の犠牲を受けたと
いうふうにはみなされにくいということござい

まして、一般戦災者との均衡もございしますので、
おっしゃるような意味の、例えば遺族に弔意金を
お出しするということを実施することは困
難ではないかと考へておるところでございます。

○浜本万三君 均衡という面からいいますと、本
法が制定されて以降の人は遺族に対して弔意
が金銭的な形で表現をされておるわけでございま
す。今度の調査でそれ以前の死没者が判明した場
合にはそれらの遺族の方々に対しまして弔意を表
するということは決して均衡を失ふことではな
い、かように思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(仲村英一君) 先ほどお答えいたしま
したのは、被爆者の遺族に弔意金を支給するとい
うことであれば、そういう意味での均衡の問題が
あるということでお答えしたわけでござい
ます。が、私も、被爆の実態を明らかにしてこうい
う悲惨なことが再び起こらないようにということ
で、その実態を正しく後世に伝えるということ
で、やはり国としての弔意をあらわすということの
広い意味でそれをとらえることができるのではない
かということ、死没者調査も実施をさせていた
だいたというふうに考へておる次第でございま
す。

○浜本万三君 とにかく、本法が制定されて以降
の人は遺族に対して具体的な弔意の形が出た。今
度の調査でそれ以前の人が判明したわけでありま
すから、それに対する、遺族の方々に対しまして、
本法制定以降の遺族の方と同じような取り扱いを
してもらいたい、これは決して均衡を失ふもので
ないということをお私主張いたしまして、御検
討を今後いただきたいと思ひます。

それから次の質問なんですが、先ほどの御答弁
で、生存者の実態調査をいたしまして、将来の政
策的イメージをいたしましては、高齢者の皆さん
に対する積極的な政策を行いたいんだ、こういう
御意思があるように見受けました。
そこでお尋ねするんですが、被爆後四十年を経
過いたしました生存者は確かに高齢者が非常にた
くさんふえております。また疾病の状態も非常に

重くなつておる者も年々ふえておるわけでござい
ます。そこで、お話のような実態調査が明らかに
なれば、この様子はより切実なものとして全体像
が恐らく浮かび上がってくるのではないかと、かよ
うに思ふわけでございまして、したがって、今
後これらの方々に対しましてどのような対策を進
められるのか、特に高齢者対策に絞つてお答えを
いただきたいと思ひます。

○政府委員(仲村英一君) 御指摘のように、私
ども被爆者実態調査で被爆者の現在の、生存者調査
についてでございますが、被爆者の現在の生活で
ございまして健康の実態が総合的に把握し得ま
した際には、当然のことながら今後の被爆者対策
の基礎資料としてそのデータを活用してまいり
たいと思ひます。

先ほど申し上げましたように、あるいは実態
調査の委員会の先生方の御意見にもござい
ます。高齢化ということ、日本全体が高齢化は
しておりますが、特に被爆者の方々にそういう
特別な問題もあらうかということ、いろいろ着
目をして調査項目を入れてあるわけでございま
す。その結果が出ました際にはいろいろの分析
をした上で適切な対処をするように努力を続けて
まいりたいと思ひます。

○浜本万三君 この被爆者高齢対策については特
に配慮をしたいというお気持ちが答弁の中ではつ
きりいたしておりますので、これ以上はさらに
質問をする必要はないかと思ひます。また、
念のために二、三の問題についてお尋ねをい
たしたいと思ひます。

例えば被爆者の方々の御要望の一つに、がん検
診を精密検査項目に追加してもらいたい、こうい
う希望があるわけです。理由をいたしましては、
最近の死亡例を見ますとがんが亡くなった方が全
体の五〇%以上であつたという日赤等の発表もご
ざいますので恐らくそういう御希望が出ておるの
ではないかと思ひますが、そういう点いかがで
ございましょうか。

○政府委員(仲村英一君) がんの検診を原爆被爆

者の健康診断の中に入れたらどうかということの
お尋ねだと思ひます。

御承知のように、老人保健法で四十歳以上の、
主として四十歳以上の方々にいわゆるヘルス事業
をいたしまして健康診断を実施しておるわけで
ございまして、その中に胃がん、子宮がんにつ
いての検診項目が加えられております。六十二年
度から、この前の老人保健法の改正のときにもい
ろいろ御審議をいただいたわけでござい
ます。肺がんでございますとか乳がんにつきま
しても実施できるようなことで改正をいたして
おりますので、現在私どももいたしましてはそ
らの老人の健康診断の方でお受けいただくよ
うにということでお勧めをしておるわけでござ
います。がんの検診について原爆被爆者のた
めに独自に行うことが必要かどうかを含め
ましてさらに検討を進めてまいりたいと思ひ
ます。

被爆者の方たちのがんにはスクリーニングのし
にくいものもあるように私も聞いております
ので、そういう技術的な面も含めて検討して
まいりたいと思ひます。

○浜本万三君 精密検査の中でがん検診の項目を
入れてください、こう言えは老人保健法の方
でやってくださいというような答弁は多少親切に欠
ける点があるんじゃないかと思ひます。で
すから、今までのことは今までのままとして、
今回せっかく生存者の実態調査もやられて
高年齢化した中での疾病の因果関係についても相
当わかつてくると思ひます。また、
死亡する例も非常に多くなつておるというこ
となどを考えますと、やはり御検討はぜひ早急
にやっていたくように希望をしておきたいと思
ひます。

それからさらに高齢者対策の一つについて何
うございまして、被爆者の皆さんの御希望とい
たしましては、健康管理手当の申請というのを毎
年行つておるわけなんですか、どうも煩
瑣で仕方がない、こういう御希望がございま
す。したがって極端に言えば、自動更新制に切りか

てもらいたいという希望があるわけでござい
ます。自動更新制が直ちにできないとすれば何らか
中間的な措置がとれないだろうか、そういう点
ひとつ誠意のある御答弁をいただきたいと思
います。

○政府委員(仲村英一君) 健康管理手当の支給手
続の点についてのお尋ねでございしますが、この健
康管理手当は申すまでもないと思いますが、この健
康管理の手当が一定の疾病にかかっているとい
うことに着目をして支給されるものでござい
ますので、病状にかかっているかどうかを
定期的に確認することはやはり手当の趣旨からし
て当然必要ではないかと考えておるわけでござ
いますので、単に高齢であるということだけの理由
で支給手続を自動更新制といいますが、その理
由は適当ではないかと考えております。

しかし、現在ほとんどの疾患が三年ごとでござ
いますけれども、御指摘のように手続上にいろ
ろの煩瑣であるとか負担があるというふうなこ
とで御要望も私も直接被爆者の方々からお聞
きしておるわけでございまして、対象疾病でござ
いますとか診断書の様式等について研究を願
いしておるところでございしますが、その研究結
果を待ちまして対処するように努力をまいりたい
と考えておるところでございします。

○浜本万三君 それはどういふことなんでしょう
か。もう一遍はつきり聞きますと、例えば申請
手続を簡素にするというのはいわゆる五年ごと
の更新というのを三年ごとにするのか五年ご
とにするのか、そういう期間的な問題については
考えはないんですか。

○政府委員(仲村英一君) 現在対象となる障害の
範囲、主な対象疾病というのが大きく分けて
十一グループ、グループと申しますか十一ぐら
いございしますが、そのほとんどが実は三年置
きになっております。その中で例えば非常に慢
性的なものである三年ごとの更新でなくとも
いいではないかという御意見があるということ
先ほど申し上げたわけでございまして、中身が医

学的と申しますかそういう臨床的な問題も含みま
す関係で、大学の先生、総括研究者として東大の
吉沢教授でございしますが、にお願いをいたしま
して、原爆障害症に関する調査研究というのを現在
実施していただいております。

その結果を待ちまして、例えばその三年をもう
少し延ばすとかいうふうな結論が出るかどうかを
含めまして、その研究結果によって私も研究を
進めたいというふうにお答えしたわけでございま
す。

○浜本万三君 この問題の最後として大臣に何う
んですが、国会が終了いたしますと直ちに政府の
方では六十三年度の概算要求に取りかかれる
、こう思うんですが、ところで六十二年度の原爆対
策の内容を見ますとこれまでの延長線上であつ
た、それは結局実態調査を行った上でその結果を
見て実情に即したような政策をおとりになろうと
いうお考えが多分にあつたんじゃないか、かように
私は思います。したがって、実態調査も生存
者の場合には六月に終わるということにございま
すので、実態調査の最終報告を生かすような概算
要求をしていただきたい、かように思います。が、
大臣の決意のほどを承りたいと思います。

○国務大臣(斎藤十朗君) 生存者調査につきま
しては、被爆者の方々の生活実態やまた健康の状
態など非常に今回は特にきめ細かく調査項目を設
定いたしました調査をいたしておるものでございま
す。もう近々にその全貌を公表させていただきます
というところまで来ておるわけでございしますが、こ
の調査につきましては、先ほどからお話ございま
すように、その回収率も八六%を上回るとい
うような、非常に被爆者の方々自体もこれに重き
を置き、これに期待をかけていただいております
ことを痛感いたしております。

この実態調査を踏まえて、被爆者の方々が高齢
になっておる現状、できるだけ速やかに必要な措
置を講じていかなければならない現状であります
ので、これらの調査を十分踏まえて来年度の概算
要求に盛り込ませていただき、そして高齢化する

被爆者の方々の何といましようか援助を十分し
ていけるように努めてまいりたいと考えておりま
す。

○浜本万三君 ひとつ調査の結果によりまして積
極的な援助対策を実施していただきますように重
ねて希望を申し上げます。

それから、次は広島県の大久野島の毒ガス製造
工場に勤務した被害者の救済対策について、三
お尋ねをさせていただきますと思います。

この件につきましては、昨年私が質問をいたし
ました際に、保健医療局長さんだっと思いま
すが、正規の身分関係にあつた者と身分関係のな
かつた動員学徒との間には毒ガス製造工程への
タッチの仕方が相違していたと言っておられるわ
けでございします。それは現在の被害者を診察して
医学的に解明されておることかどうかということ
を質問したいわけですが、

なぜかという質問をするかといふと、当時の
旧令共済組合員の皆さんとそれから学徒動員
の皆さんに對しましては身分上の差異があるため
に救済の事情がちよと違つておるわけで、昨
年そういうことを私が質問したわけなんです、
それをさらに進めまして、医学的な解明がなされ
ておることかどうなのかということをお尋ねしたい
と思ひます。

○政府委員(仲村英一君) お尋ねの点でございま
すけれども、旧令共済組合員に対する救済策と動
員学徒等の非組合員とは救済の内容が違つては
ないかというこのお尋ねを含めてだと思ひます
けれども、私も私が承知しておる範囲では、動員
された学徒等の非組合員というのは毒ガス製
造中止後大久野島に入り、携つた作業も風船爆
弾の袋張りなど危険の比較的小ない作業だったと
いうふう聞いておるわけでございします。比較
的長期にわたり直接毒ガス製造に従事した旧令共
済組合員と作業の従事内容に差があるというふう
なこともございまして、旧令共済組合員の一般障
害者に対する措置に準じた救済措置を講じておる
というのが実態でございします。

現在のところ、専門家の間でお聞きいたしま
す、旧令共済組合員の認定患者程度ほど重篤な症
状が認められていないという見解もございする
で、動員学徒等については旧令共済組合員と一部
異なる点があつてもやむを得ないのではないかと
いうふうにお尋ねしておるわけでございします。

○浜本万三君 私がそれらの方々に伺いました話
では、確かに製造工程にタッチする仕方について
は若干の相違はあつたかも知れないが、動員さ
れてこの仕事に協力しておる間の姿を見ると、あ
るいは連絡に行きまじたりなどいたしまして、全
然その内容が違つたということもございせん、毒
ガスを製造しておる箇所に足を踏み入れるとい
う場合もあつたんだということをお尋ねしておるわ
けでございします。

そこで、その問題を明らかにするために質問
いたすんですが、学徒動員等は当時何名ぐらいお
られまして、今日医療給付の対象となつておる人
は何名ほどになつておるでしょうか。

○政府委員(仲村英一君) 動員学徒等の全体の数
字は、当時のことでもございまして実は把握され
ておらないわけでございします。動員学徒等の中
にも女子挺身隊員でございしますとか、勤労奉仕隊
員でございしますとか、幾つかのグループがあるよ
うでございします。総数はわからないわけでござい
ますけれども、現在この旧陸軍造兵廠忠海製造所等
におきまして、毒ガス製造等に従事した者のうち
で旧陸軍の共済組合員以外の動員学徒等として私
どもが現在確認しております数、これはつまり健
康管理手帳を交付しておる者の数でございします
けれども、現在二千二百四十六人ということござ
いします。そのうち毒ガスに起因する疾病による
医療給付の対象となつておる方々は、つまり医療
手帳を交付されている方々でございしますが、約半
分の千二百四十七人という数字を把握しておるわ
けでございします。

○浜本万三君 今局長御答弁いただきましたよう
に、いわゆるガス疾病と認定されておるものが全
体の半分いるということがはつきりしておるわけ

なんでありました。したがって、非組合員も、つまり勤労学徒等も相応の毒ガスの影響を受けておるといことはこれはもうはっきりいたしておるわけでありました。私はそう思うのでありますが、重ねてお尋ねしますが、どうでしょうか。

○政府委員(仲村英一君) 同じような作業をする可能性があったということで、私どもの方のこの救済措置と申しますか、について組合員とは違つた形ではあるけれども何らかの措置をとるということでの仕組みでやっておるわけでございます。

その中で、先ほど申し上げましたように、二千二百四十六人のうち医療手帳を交付されておる方、つまり毒ガスに起因する疾病を有する方は千二百四十七人ということで把握しておりますので、そういう疾病を有するということを個別に診断した結果、二千二百四十六人のうち千二百四十七人はこのような約半数でございますけれども、毒ガスに起因する疾病を有する者と認め、医療の給付でございますか、手当の支給等を行うということと実際の措置が行われておるわけでございます。

○浜本万三君 ですから、救済の対象になつていないというのは、局長の今の答弁を伺いまして、まず一つは毒ガスとの因果関係の有無、身分関係の有無との間に連動関係があるかどうかということもやはり重要な判断のポイントになつてくるのではないかと申すわけですか。そういう点について学問上説明ができておるのでしょうか。これから説明されるのでしょうか。

○政府委員(仲村英一君) その連動という意味がどちら向きかによるわけでございますけれども、この非組合員の障害者の対策につきましては、健康管理手帳を交付するというのが第一段階であるわけでございますが、その結果健康診断をいたしまして、何らかの先ほど申し上げたようなことがあれば医療手帳を交付するというので、そこで個々にやっぱ診断行為が行われているというふうには私も理解しております。

勤労勤労学徒であつたから直ちにすべてがこの

毒ガス障害者の対策に全部乗るという仕組みはとつておらないというのが先ほどから申し上げておる実態でございます。個別にその方たちの健康状態に着目してこのような数字が出てきておるといふように御理解いただければと思うわけでございます。

○浜本万三君 今の御答弁ではまだしっくりとしないんですが、時間の関係がございまして、最後に大臣に見解をお尋ねいたしまして、時間が参りましたんで質問を終わりたいというふうに思います。

毒ガスと疾病との因果関係でございますが、これは呼吸器とそれから消化器疾患について認められておつたと思うんですが、毒ガス障害というものはこの範囲に限らないのではないかと、いう広島大学の西本教授の研究報告もあるようでございます。したがって、政府とされましても、疾病との因果関係についてももう少し詳細に説明をしていただく必要がございましたのではないかと、かように思うわけでございます。そして、疾病の範囲をもう一度点検する。できれば拡大、改善をしていただくように要望をさせていただきたいと思ひます。

そのためには政府の方でも広島大学の西本先生にもうすべて頼り切つておるようには思ひますので、できれば西本先生にこの上にも詳細な研究を急いでいただきますようにぜひひとつ頼んでもらいたい。そして、もう少しはっきりした形の救済対策を講じていただくように希望をいたしたいと思ひます。

大臣の御見解並びに御決意を承りまして質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤十朗君) 毒ガス等の製造等に携わられた勤労学生等の対策につきましては、これまでの医学的な研究成果を踏まえつつその対象の疾病を決め、そして対策を講じてまいつたところでございますが、毒ガスと因果関係にあるその疾病の範囲等につきまして、今後ともその調査研究、また専門家の御意見、今先生の御指摘がござ

いました西本教授が御専門のようでございますし、西本教授を中心いたしましたので、そういった専門家の方々に一層その研究成果をお伺いし、そしてその疾病の対象等について今後とも万全を期してまいりたいというふうに思つております。

○中野鉄造君 私は初めにこの児童扶養手当法等の一部を改正する法律案に関連してお尋ねをいたします。

この法案が六十年八月に一部改正されました今日に至つておりますが、改正案のときに前の夫の年取所得によつて手当を出すとか出さないとかということがいろいろ議論をされました。そうした経緯があつたわけですが、現在のところは「政令で定める」ということでスタートしたわけでございますけれども、これがいまだ明確になつておりませんし、今後の対応についてまずお尋ねいたします。

○政府委員(坂本龍彦君) 昭和六十年の児童扶養手当制度改正におきまして、別れた父親の所得が一定額以上あるときには児童扶養手当を支給しないという改正事項が政府原案に盛り込まれておつたわけでございます。この事項は国会での御審議の後、「政令で定める日から施行する」とされ、また「政令を定めるに当たっては、婚姻を解消した父の児童に対する扶養義務の履行の状況、当該父の所得の把握方法の状況等を勘案しなければならぬ」と、こういう形で御修正がございまして、この問題についてはこういった父の扶養義務の履行状況あるいはその父の所得の把握方法の状況、こういったものを十分に考えた上で決めるべきである、こういう御決定がなされたわけでございます。

私も同意的なものでありますが、したがつてこの事項は現在施行されておらないわけでございます。この条文に規定されました問題点を十分に配慮して今後慎重に検討していく必要がある問題であるというように認識をしております。次第でございます。○中野鉄造君 慎重に検討はいいことですけれども、大体いつごろになりそうですか。

○政府委員(坂本龍彦君) この父親の「扶養義務

の履行の状況」あるいは「所得の把握方法の状況」というものにつきましては、児童扶養手当制度のみならず、例えば民法上の問題も含まれておりますし、いろいろ関連する問題も多いわけでございます。したがつてこの問題についての研究、検討というものは、いろいろな面から実施しなければならぬわけでございます。現時点において私どもとしてはいつどのような形で実施するかというところについてのまだ具体的な考え方を持つに至つておりません。

○中野鉄造君 少し観点を變えてお尋ねいたしますが、会計検査院から児童扶養手当支給に対する件につきまして若干の不当支払いが出ていたという報告がなされておりますけれども、その状況についてお知らせをいただきたい。

○説明員(山田昭郎君) 御説明いたします。

この児童扶養手当は御案内のとおり、父と生計を同じくしていない児童が育成される、例えば母子家庭等の生活の安定などを図るために、その児童を監護する母等に対して支給するものでございます。したがつて、その受給資格の要件あるいは支給の制限といったものが当然ございまして、例えばその母が婚姻をしている、あるいは公的年金の支給対象となつていたりといったような場合には支給されないということになつております。

今回私も指摘しましたのは、そういう受給者百五十四人分、三千六百二十四万四千円でございますが、これを簡単に主な態様に申し上げますと、児童の母が婚姻をしていて、その児童が母の配偶者に養育されておるもの百三十三人分、二千九百万円。それから、児童の母等が今申し上げました公的年金の支給対象となつておるもの、これは三人分、金額で二百一十一万五千円。それから、児童が父と生計を同じくしておるもの、これが八人分、金額で二百三万五千円。その他いろいろな態様を合せて、十人分、二百四十三万八千円、以上のような状況となつております。

○中野鉄造君 こうした会計検査院の報告に対し

て厚生省はどのようにお考えか、その御所見を述べていただきたい。

○政府委員(坂本龍彦君) 児童扶養手当は法律をもって支給要件が決められておる制度でございます。また、その財源は国民の租税を財源としておる制度でございます。したがって、この支給要件に該当する人には当然これは支給すべきであり、また、該当しない人に支給するということはないと、誠に遺憾なわけではございません。

私どもとしては制度の適正な運営を実施するという意味におきまして、ただいまお話のありました会計検査院からの指摘を含めまして、都道府県に對して適正な実施を行うように指導を行つたわけでございます。昨年の十二月に各都道府県に通知をいたしまして、返納金歳計に係る事務について適正に実施するとともに、受給資格の認定、現況届の審査等につきまして十分その詳細な内容を把握して実施の適正な運営を図るよう、今後とも都道府県を指導してまいりたいと思つております。また、私どもが現実には各都道府県に對して指導監査も実施しておりますので、その際にも十分その内容等についても監査の対象といたしまして、適正な実施が図られるように努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○中野鉄造君 社会環境の変化に基づいて離婚という状況が年々増加の傾向にありまして、昭和五十九年度十七万八千件、六十年十六万六千件、六十一年度も大体は同数と、こういうふうに十年前の五十年は十一万であったのがかなり高いところで安定しているという状況にあるわけですから、先ほど会計検査院の検査によつて生じたその不当支払いのこと、あるいは先ほど冒頭申し上げました、政令で定めるべきことがいまだ実施されていない、こういうふうなことがございますので、この児童扶養手当法の第一条の目的に十分意に沿うようひとつ実施されるように強く要望しておきたいと思つております。

次に、ちよつとこれは問題が異なりますが、こ

とし三月に社会保険庁のコンピュータから年金受給者の個人データが盗み出されて厚生年金がだまし取られるという事件が報道されました。調べてみると、これが元職員のデータ盗用、詐欺であつたということですが、この事件のてんまつ、原因、そして今後の対応策、その辺のところをお聞かせいただきたいと思つております。

○政府委員(岸本正裕君) 御指摘の事件は、社会保険事務所の職員がオンラインシステムを利用いたしまして年金受給者の氏名、生年月日、年金証書の記号、番号を検索いたしまして、それをもとにいたしまして虚偽の支払い機関変更届を提出したわけでございます。それによりまして年金をそこに振り込ませ詐取したものでございます。今回の事件につきましては、社会保険行政に對する国民の信頼を損ねたものでございまして、このようなことは断じて再発させてはならないといふふうに私も肝に銘じておるところでございます。そのためには、職員の綱紀の肅正とモラルの向上が極めて重要なことでございまして、この点につきましては文書によりまして、あるいは全国会議その他の場におきまして趣旨の徹底を図つたところでございます。

さらにオンラインによる入出力の状況を記録した磁気テープ、いわゆるオンラインジャーナルでございますが、この保存期間の大幅延長とか、支払い機関の変更届けのチェックの強化を図つたところでございまして、また今後端末機の適正な運用や資料の適正管理に留意いたしまして、このような事件の再発防止に万全の努力を払つていく所存でございます。

○中野鉄造君 次に、新しい年金制度が昨年の四月からスタートしたわけですが、この法案改正時から私は現実には起り得る問題を想定していたわけですが、その実態についてお尋ねしたいわけですが、例えば専業主婦の場合、昨年三月までは任意加入であつたわけですが、昨年の四月から全員強制加入、こういうふう

になつたわけですね。それで、保険料は夫が加入

している厚生、共済年金制度の方でまとめて保険料を負担することになっております。

そのためには加入手続をしなければならぬわけですが、社会保険庁の方では現在まだ手続をしていない人がどの程度いるのか、把握されておるのか。やはり全員強制加入というからには、当然のこととして周知徹底せしむる義務もこれはあるんじゃないかと思つておられるのか、そして今言ったような、それに漏れておられる人たちがどのくらいいらっしゃるのか。

○政府委員(岸本正裕君) 先生から今御説明いただきましたように、サラリーマンの専業主婦につきましては、夫の保険料の中に保険料が含まれるということで、御自身では保険料を払う必要がない、こういう制度改正が六十一年の四月からスタートしたわけですが、私どももいたしましては、それに先立ちまして、昭和六十一年の秋に国民年金の任意加入の被保険者約六百八十万人に對しまして、第三号被保険者に該当する場合に

は速やかに届け出を行つていただくよう届け出用紙を送付いたしまして、御指摘のようなケースが発生しないように努めたところでございます。届け出のおくれた方につきましては、昭和六十一年四月以降分の保険料が誤つて納められたというふうなケースがあつたこともお話しのとおりでございます。現在そのような誤つて納められた保険料につきましては還付する手続をとつたところでございます。現在では、従来の国民年金の任意加入の被保険者につきましては、第三号被保険者の届け出が完了したものであるというふうに考

えておられます。今後御指摘のような払う必要がないのに払うというふうなケースが生ずることはないというふうに考えておられるわけでございます。そのほかに、従来任意加入しておりました、新たに第三号被保険者になれるサラリーマンの奥さんという方々につきましては、あわせて新制度の趣旨、内容につきましては、いろいろな媒体を通じてましてPRに努めているわけでございます。

通じましてPRに努めているわけでございます。

で、非常にこれは順調に推移をしておるわけでございます。もう九十数%、一〇〇%に近いのではないかと感じているわけでございます。また、今後ともこの趣旨が十分に国民の間に理解されるように、広報に力を入れていきたいというふうに考えております。

○中野鉄造君 今度は、その一方で自営業者が加入する国民年金の掛金、これがここの四月からまた三百円上がつて、七千四百円になりました。夫婦で一万四千円、大変なこれは負担になるわけですが、その保険料免除者の動向についてちよつとお尋ねしたいと思つておりますが、前年度に比して申請免除の数は、免除者の人数として約五十万人程度、率にして二・五ポイント程度減つておりますけれども、それはどういう理由によるものなんでしょうか。

○政府委員(岸本正裕君) 今お話ございましたように、昭和六十年度の保険料の免除者数は五十九年度に比しまして相当数減少しているわけですが、これは一つには被保険者に対して、免除の取り扱いを受けるということ、将来の御自分の年金額の算定につきまして必ずしも有利な取り扱いはならない、有利な取り扱いを受けたことにはならないということを周知徹底し、きめ細かな納付相談を通じてできるだけその保険料を納付するように働きかけるといふことをいたしたわけでございます。

それとあわせまして第二点目には、毎月納付でございますとか口座振替等の制度を推進することによりまして、保険料を納めやすい環境の整備に努めてきたわけでございます。そういう結果このようなことになっておるのではないかと、このように考えているわけでございます。

○中野鉄造君 そればかりとは思えないような気がするんですが、例えば例を沖縄県にとつてみますと、沖縄県を例にとるといふことは、御承知のように一番所得指数が低いということもありま

県を例にとれば、前年度四二・四％から一六・一％まで減少している。つまり二六・三％も下がっている。免除基準の改定が六十一年の六月からでありますから、それ以前になぜこのように免除率が下がったのか。沖縄県民の収入実態が極端に好転したからそうなったんだとは思えないんですけれども、この辺はどのようにお考えですか。

○政府委員(岸本正裕君) 先生お話しのように沖縄県は非常に免除率の高い県であるわけでございしますけれども、今のお話でございしますが、沖縄県の免除率は昭和五十九年には四二・四％でございしますけれども、これが六十一年には二六・三％まで下がったということではございまして、二六・三ポイント下がったというのではございせん。

そして沖縄県等その免除者数がかなり減少しているわけでございしますけれども、先ほど御説明を申し上げましたように、被保険者の方々にできるだけ将来有利な年金額が得られるようにという配慮で私どもいろいろと御説明をし、納付意欲について御奨励をする、こういうことを進めまして、またそれとあわせて制度上の毎月納付とか口座振替、納付組織の育成というように納めやすい環境をつくってきた、こういうことがあるわけでございしますが、そのほかに保険料の納付というものが、真に経済的に困難な者を対象にするといういわば免除制度の本旨に沿った運用、こういうことを行った結果であろうというふうに考えております。

○中野鉄造君 無理をしてこうした行政を進めるといって行政の統一性、安定性を欠くということにもなるし、むしろ弊害が別な面で生じてくるんじゃないかというのを非常に憂慮するわけですが、例えば免除決定を厳しく行おうとすればするほど払いたくても払えないような、勢い保険料滞納者という数が増えてくるんじゃないかと思うわけですが。ちなみに沖縄県の滞納者数はどのようになっているか。免除率が対前年度に比較して移動の少ない都道府県に比べて滞納率が高くなっている

るんじゃないか、こう思うんですけれども、いかがでしょう。

○政府委員(岸本正裕君) 沖縄県につきましては、これは六十年度末の数字でございしますけれども、滞納率、これは保険料を納めるべき月数に対する納められた月数ということで、そういう月数の対比の率、これを検認率と私ども呼んでおりますけれども、検認率では六七・四％という数字でございまして、非常に低い、全国で一番低い数字を示しているということではございします。

○中野鉄造君 ということは、つまりこれは厳正に行えば行うほど、そういう滞納者が多くなるといふことと比例していることではありせんか。

○政府委員(岸本正裕君) 年金制度というものはみんな老後を支え合うという精神で初めて組み立てられるものでございまして、保険料を納める能力がある者につきましてはこれはきちんと納めてもらう。当然でございしますけれども、納める能力がその時点でない方々につきましては免除をする、こういう仕組みで維持をされているわけでございします。

私どもといたしましては、保険料を納める能力があると思われる方々につきまして、これは私どもがいろいろと周知徹底、この年金制度の理解を深めまして、きちんと納めていただくように最大限の努力を払っているわけでございします。

そういう努力を払いましてもなかなかすすつたうまくなつていくというふうにはなりましたが、いもの現実でございまして、全体として国民年金の場合は国民を対象にいたしますので、中には無業の人もある、失業中の人もある、低所得の方々もいらつしやる、そういうこと、それから何とないましても年金につきましては遠い老後の問題という意識が強くありまして、特に若い人などは差し迫った問題というふうにはなかなか考えていた面につきましても、私ども正しく年金制度を十分理解していただいて、その上で保険料を納められる人にはきちんと納めていただくような努力を最

大限していかねばいけないんじゃないかというふうにお考えしております。

いろいろと機会をとらえまして、PRの媒体を通じて、また場合によりましては職権適用というようなこともやりまして適用の拡大をし、そして今申し上げましたようにできるだけ多くの人が有利な年金を受けられるように行政努力として勧誘に努めているところでございします。

○中野鉄造君 先ほど申しましたように、昨年六月九日付で、免除基準の改定を行って、そしてそれによって同時に保険料負担能力調査を行って、それをもとに免除基準を改定したということであれば、今回の基準改定によってさらに免除者の数は減る、そして先ほど申しましたように一方では滞納者が増えてくる。これは沖縄県に限らず、最近のいろいろな景況から見、あるいは失業者の増加と相まってこういう事態がますます多くなってくるんじゃないかということは当然想定されるわけです。

私は、現在免除されている者が年金加入期間のある一時期免除の適用を受けて、そして将来には保険料納入可能となつた時点で追加していくといった本来の免除制度のあり方になつていくのではなくて、免除者がもう長期にわたつて固定しているのではないかと、固定していくのではないかと、こういうことを憂慮するわけですが、そういうことでは、先ほどあなたが申し上げたように、いざ老後年金受給時期になつて、制度というものはあるけれども、年金額はもう本当に少額であつて余り役には立たない、真の意味の制度適用を受け得ない国民が多数生じてくるんじゃないかということをお心配するわけです。そこら辺の今後の見通し、それが第一点。

そして、もう時間がありませんから最後に大臣にお尋ねいたしますけれども、そうした長期的展望に立つたとき、当面一部でも年金財政に特定財源を導入して保険料負担の増加を抑えるべきである、こういうふうに思うんですけれども、最後に大臣の御所見、そして最初の第一点について、あ

わせてお尋ねいたします。

○政府委員(岸本正裕君) 先生御指摘のとおり、最近の検認率の推移を見ますと低下してきておりまして、それに比例してといえますか逆比例して保険料を納めていない者の数というのは全体として減少していきませんか。この原因といたしましては、一般的には近年の経済事情が影響しているものというふうに思われますけれども、免除から非免除に移行した者とか、それから適用拡大の努力をいたしておりますけれども、そのことによりまして新たに適用された者の中には、どうしてもすぐには保険料の納付に結びつきにくい人たちが多いということも事実でございします。

私どもといたしましては、将来できるだけ有利な年金ができるだけ多くの人が受けられるように、この納付の奨励についていろいろと工夫を凝らして努力を続けてきているわけでございします。将来も続けたいと思つていてるわけでございします。この免除の基準につきましても六十一年度から新たな基準がございまして、これは被保険者の生活実態に合わせた修正をしているわけでございしますけれども、保険料を納めないということが、本人の将来の年金権の確保という観点から、また公的年金制度全体の費用負担の公平という観点から問題でございしますので、まあ繰り返しになりますけれども、保険料を納めやすい環境の整備を図つてきているわけでございします。

それでいろいろと細かく戸別訪問いたしますとか電話による催告をいたしますとか、そういう努力をし、一方でその適用の拡大等も図つてまいりました結果、まだ数字としてお示しできるような段階になつていないのは残念でございしますけれども、検認率の推移を見ますと、実際に納められた保険料の額というものがだんだんと増加してきている傾向が最近見られるようになってございします。私ども、努力が少しづつ実つてきているのではないかと、そういうふうに考えて、意を強くしていると

ろでございします。

○国務大臣(斎藤十朗君) 年金制度につきましては、現在のような国庫負担を伴いながら、全体として社会保険方式をとってまいりたいことが、これまでの日本の年金制度の経緯、また国民の中に定着した考え方を考えますと、今後とも基本的にはこのような方式をとってまいるのが一番いいのではないかと、私には思っております。そういう中で、できるだけ将来にわたって無年金者や低年金者を少なくしていくという努力を最大限払ってまいりたいと思っております。

ただいま御議論を聞かせていただいておりますので、免除の基準等につきまして被保険者の生活の実態に基づき検討し、妥当な線を求めていくということが大事であり、また未納者が少しでも出ないようにできるだけの相談、指導を充実させてまいり、また支払いが容易にできるように諸条件を整えてまいりたいことをもって努力いたしてまいりたいと思っております。

またその中には、その基本として、言えばこれからのいよいよ長寿社会になり、みんなが年金者になるわけでございますので、それぞれみんながそういう自覚というのか、みずからのこととしての自覚というものを持っていて、そしてみずからの問題として保険料を支払っていただくという、コンセンサスとでもいいますか、社会的認識とでもいいますか、こういうものをつくり上げていくことも基本的に非常に大事なことであるというふうに考えておられて、そのようないろいろな角度から努力をいたしてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○中野鉄造君 終わります。

○千葉景子君 私は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に関連をいたしました、中国残留日本人孤児問題につきまして幾つか質問をさせていただきます。

昭和五十六年六月から六年にわたりまして中国残留日本人孤児の来日調査、今春の第十五次調査で一応予定しております孤児の肉親捜しが一区

切りとなったところでございます。そして、先日大臣も中国、政府に感謝の意を表明するということが中国の方に赴いていらしたところでござい

ます、この一区切りとなったところで、これまでの調査を振り返っての大臣としての御所見、そしてまた今後さまざまな課題がまだ山積みになっているかと思っております。これらの課題への取り組みの基本的な姿勢と申しますか、その辺について大臣の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(斎藤十朗君) 御指摘のように、昭和五十六年から六年間にわたりまして中国残留孤児の訪日肉親調査を進めてまいりまして、本年の三月をもちまして一回りの調査を終え、一応概了をいたしましたところでございます。

これまでを振り返ってみますと、もう四十年という月日がたつておるといことが大変いろいろな問題に大きな影を投げかけてまいりました。これを率直に感じざるを得ないわけでござい

しかし、そういう中ではございまして、地方公共団体、また国民の皆様方、マスコミの皆様方を初めとして本国民の多くの方々の御理解を得てこまごま調査を進めていただくことができ、また、その陰には中国の人道主義に基づき御配慮、また日中友好という観点からの御配慮、こういうものが非常に大きかった。そして、これまで育てていただいた養父母の方々の御理解を初めとして、中国国民全体の御理解というものがこまごま肉親捜しを進めていくことができたというふうに感じさせていたしております。

しかしながら、なおまだ肉親が判明していない方々もかなり多いわけであります。そういう方々の肉親捜しにつきましてはなお引き続き、言わねば最後の一人が判明するまで努力を続けてまいらなければならぬと考えております。また、新たに孤児と判明をされた方々についてもその調査を行ってまいりております。

そういう肉親捜しの一応の概了を受けまして、これからどちらかといえば帰国を希望する

孤児の早期受け入れ、そして、定着促進ということに重点を置いた施策を充実いたしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○千葉景子君 今大臣からも御答弁がありましたように、これまでの問題につきましては中国側の大変大きな理解、そして援助、こういうものに負うところが大きかったと思われ

今後厚生省として、今回お話し合いがなされてきたかどうかかわかりませんが、中国に對してもお礼の意味も含めて、医療問題の分野などでさまざまな協力できる分野もあるかと思

○国務大臣(斎藤十朗君) お礼のために訪中をいたしました際には、中国の四人の閣僚の方々とお会いをいたしました。呉学謙外交部長、王芳公安部長には主にこの訪日肉親捜しのお礼を申し述べたところでございますが、同時に、崔民政部長、陳衛生部長とも会談をいたしまして、日中間の医療、福祉の分野における協力について話し合

具体的問題といたしましては、これまでこの日中友好のシンボルと言われております中日友好病院についての引き続きの協力、また、現在中国で建設中でございます、これは日本が協力をし、建設をいたしておるわけでござい

また、上海におきます第二医学院にICU装置を医療協力の中の一環として来年度無償供与するという方向について話し合いをさせていただ

主な点はそういった点でございます。これも日中の医療や福祉の面について協力を進めてまいりましたが、今後ともいろいろな面を進めてい

くために非常に有効な話し合いをさせていただくことができたというふうに考えております。

○千葉景子君 そういう観点でも日中の友好関係を深める努力をぜひしていただきたいと思

ところで、この訪日調査が一区切りをいたしまして、大量帰国時代をこれから迎えるというところでございますけれども、今後の帰国者の人数、あるいはどの期間でどのくらいの人数の帰国を予定していらっしゃるか、そしてそれに対する受け入れ態勢とい

○政府委員(木戸脩君) 今後帰国を希望される孤児あるいは家族の方々がどのくらいおられるかというところでござい

私どももいたしましては、この人た

○千葉景子君 今ちよっとお話を伺ったのですが、

帰国者は千名というあれでしょうか、これは一年間という趣旨でざいましょうか。ちょっと確認をしたいんですが。

○政府委員(木戸脩君) 補足をいたします。

私申し上げましたのは、三年間で千世帯でございます。恐らく家族が四人なり五人おられますから、家族を含めれば四千人なり五千人、こういうことでございます。それから、受け入れ能力の方は世帯単位別に言つて年間三百三十世帯、こういうことでございますから、千世帯だから大体三年間で受け入れられる、こういうことでございます。○千葉景子君　そのサブセンターでございますけれども、今北海道から福岡までということでございますが、あとどこに設置をされる予定でございますか。

○政府委員（木戸脩君） 五力所申し上げます。一

つが札幌市の北海道の定着促進センターでございます。それから、福島県の郡山市にも定着促進センターを設けることを考えております。それから、愛知県の西春日井郡の新川町というところに愛知県の定着促進センターを、それから大阪市に大阪府の定着促進センターを、そして福岡県の粕屋郡の宇美町という、これは博多より少し郊外でございますが、ここに福岡県の定着促進センターをつくるといふことで、このいわゆるサブセンターの年間受け入れ能力が百五十世帯と、こういうことでございます。

○千葉景子君 このような定着促進センター、受け入れの施設、機能というものは大分充実をしてくるように思われますけれども、それプラス今後やはり定着対策の基本的な総合的な確立というのが必要ではないだろうかというふうに思います。例えば、今後カリキュラムをどう組むか、あるいはどのような教育をするか、教材をどうするか、研修期間をどうするかというような問題がございますけれども、とりわけ今私がかかるところは定着促進センターの研修期間というものが四カ月ということになっているようでございますが、これはいかにも短い。インドシナ難民につきまし

でも、定着促進センター六カ月、さらに延長も可能であるというような取り扱いをされているようでございます。

いろいろな調査資料を見ましても、買い物や交通機関の利用とか、郵便局、銀行等のいわゆる日常生活、日常会話が自分一人で何とかできるというようになるにはセンター修了直後だとわずか二・一％ぐらいである、六カ月ぐらいになりますとようやく二五％ぐらいになるというような調査も出ているようでございます。こういうのを見ても、少なくとも六カ月程度の研修期間といいますが、ものが必要ではないだろうかというふうに思われるんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○政府委員(木戸脩君) 御指摘でございます私どももの定着促進センター、それからいわゆるベトナムの難民の方々のための難民のセンターでございます

ますがこれは性格が若干異なるわけでございまして、定着促進センターは、帰国をしていわゆる落ちつき先へ行くまでの中間の着陸地点というところで設けているわけでございまして、したがってセンターでは簡単に初歩的な日本語と基本的な生活習慣を習得していただいて、後はいわゆる落ちつき先へ行って日本の社会の人々と交わりながら生きた日本語を覚えていただく、あるいは就職等を考えていただく、こういうことでございます。

私ども、四カ月が絶対というふうには考えておりませんが、やはり孤児で大変年とった方で読み

書きも不自由な方という方を例にとりますと四カ月では不十分でございますので、そういう方々はやはり定着促進センターを卒業いたしましたから、それからいわゆる落ちつき先へ行ってからの日本の語の習得あるいは生活習慣の習得というものが大切でございます、そのためのアフターケアというのがむしろ重要であるということで、私どもといたしましては自立指導員の派遣回数を六十年一度からふやしてございますし、また、自立指導員の派遣期間を一年から二年に延長するというようなことも考えているわけでございます。私どもといたしましては定着促進センターだけ

で定着自立ができるというふうには考えておりませんで、やはり後のアフターケアも含めて総合的に考えていくということでございまして、当面は私も四カ月というところで運営をしてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

○千葉景子君　そのアフターケアはぜひ十分に過ぎるくらいに行っていただきたいと思えますけれども、まだまだそのアフターケアの不十分なところもあって、定着促進センターを出てからもさまざまな問題が引き起こされているという実情もあるようでございますので、中継地点とは言いましてもやっぱり日常の基本的な生活が安心してできるところまで、個々の特徴、個人差もあるようですから、そういうところを踏まえて弾力的に運用ができるようなこともぜひ検討していただきたいというふうに思います。

そして、こういう問題を総合的にやはり考える、総合的にまず土台をつくるという意味ではいろいろな移民問題、あるいは精神医学、カウンセリング、あるいはボランティア、あるいは職場の関係者、そういう皆さんを含めた専門委員会のようなものを設ける必要もあるのではないかというふうな思われますけれども、この辺は何か検討されているようなことがございますでしょうか。

○政府委員(木戸脩君) 中国残留孤児問題というのは、先生がおっしゃるように総合的な対策でございます。住宅、就職、進学その他総合的な対策でございます。それから、帰国してこられる孤児あるいは家族の方々、さまざまな希望、さまざまなニーズを持っておられて、百人孤児世帯があれば百のケースがあるというような実態でございますので、私どもといたしましてはやはりきめ細かな対策というものが重要だろうと思っております。

実は、五十七年の三月に中国残留日本人孤児問題懇談会という懇談会を開催いたしましたして、今まで基本的な提言を五十七年の八月と六十一年の七月の二回にわたりたいだいでいるわけでございます。しかしながら、いわば対策が調査から受け入れへと重点が移ってまいいるに従いまして、やはり

よりきめ細かな定着自立促進対策がどうしても重要だというふうに考えられるわけでございます。

そこで、私どもといしましてはいわねはこの懇談会のワーキンググループという位置づけで、日ごろから孤児に毎日接して身元引受人として、あるいは日本語学校の教員として、あるいは生活相談室の相談員として定着自立を援助しているボランティアの方々、当面十一名の方々にお集まりいただきまして実務家会合というのを四月二十三日日第一回を持ちまして、また明二十七日には二回目を持つということに考えております。こういったような専門家の御意見を聞きながら具体的な問題について、あるいは今後の中、長期的な問題について御意見を踏まえて今後の政策にできるだけ反映をしましてまいりたいというふうに考えております。

また御指摘の精神保健問題につきましては、これはやはり医療問題ということでこの実務家会合とは別に、都立松沢病院の移民の精神医学の非常に専門家でおられるお医者さんとか、あるいは私どもの精神保健センターの国府台の社会適応の専門家とか、そういういわば医師グループの専門家にも集まってもらいまして、当面どうしたらいいか、それから今後増加することが予定されます全国的な不応対策にどうしたらいいかということについて、いわば専門家としてのマニュアルとかコードをつくってもらうというようなための専門家グループの会合も持っていたいてはいただいています。でございます。

○千葉景子君　ぜひそのあたりも総合的な横の連携がとれるような施策をとっていただきたいと思
います。

時間がありませんのでと一点お聞きしておきたいと思いますが、この中国残留孤児問題といひますのは関係する省庁、厚生省ばかりではなくて、労働省あるいは文部省、自治省等非常に多岐にわたるかと思ひます。また市町村にまで広がる問題でございます。そういう意味では各省をつなぐ常設の連絡会議のようなもの、こういうもので縦割

とりわけ先ほど申しましたインドシナ難民につきましても、このような常設の連絡会議等ができているようでございます。ボランテニアの方など日本の責任でこういう問題が起こっていることについては、せめてインドシナ難民並みにはしてほしいという意見も多いようでございますので、この辺の連絡会議の設置等について最後に御意見をお伺いして終わりにしたいと思います。

○国務大臣(斎藤十朗君) 御指摘のように、孤児問題は各省庁にまたがる問題であり、これをまた総合的に連携をとって推進していかなければならない問題でございます。これまでも八つの省庁が関係をするわけでございますが、この八つの省庁で随時関係各省連絡会議を開催いたしております。例えば本年は一月の二十六日、昨年は三月、九月、一昨年は四月、六月、七月、十一月というふうに随時連絡会議をもって連携をとり調整を図っておるところでございます。

なอมた、私からも事あるごとに閣議等におきましてこの孤児問題についての問題を報告し、また各閣僚の御協力を要請いたしておるところでございます。常にそういうような気持ちでこれから対処してまいりたいと考えております。

○米久八重子君 続けて中国残留孤児問題について質問をさせていただくわけですが、定着促進センターでは日本語の習得と日本の風俗、習慣の学習を主とされているようにございますけれども、日本語習得につきましてはただいま同僚委員から四カ月の促進センターでは短いではないかという意見がありました。これにつきましては私も同感でございます。

制度、風俗、習慣でも日本と中國の相違点をしっかりと教へ込む必要があらうと思ひますけれども、どういう方法でどんな研修が行われているのかお伺いしたいのですが、最近風俗、習慣の違いからトラブルが生じているケースというのを聞いているわけでございますけれども、その辺のこ

○政府委員(木戸脩君) 所沢の定着促進センターにおきましては、年齢や学歴に応じたクラスを編成しております。日本の制度、風俗、習慣などにつきましては、トータルが五百二十八時間の教育研修時間になっておりますが、そのうちの八時間を日本の制度、風俗、習慣などについての授業に充てております。

それからその中身でございますが、実生活に即したものであった方がいいということで実地の買物、それから交通機関を利用するなどの実習を取り入れたきめ細かな指導等も行っているわけでございます。

それから文化ギャップの問題につきましては、帰ってくる孤児あるいは家族の方々よりも、むしろ受け入れ側にこの文化ギャップについての正しい認識がやはり必要だということで、私もこの三月に帰国者とその家族のための生活指導の手引というものをつくりまして、向こうの中国で四十年間生活した孤児あるいは家族の方々にやはり文化ギャップを前提としたきめ細かな対応というのが必要だと思ひまして、その点についてはむしろ受け入れ側にもきちっとしてもらうという体制をとっておるところでございます。

○糸久八重子君 言葉や社会制度、習慣の壁の前で心の病に悩まされているケースが大変目立っている、これにつきましては先ほどの答弁の中で医師グループによる研究会も厚生省はつくっていらつしやるということでございますけれども、これから大量帰国時代を迎えてこの問題は本当に大事な問題であろうと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に生活保護の問題についてなんですが、帰国当時はほとんどの世帯が生活保護を受けているというところですけれども、調査によりますと帰国後三年で半数の世帯がこれから脱却をしている、しかし五年以上の長期受給者も一割ぐらいいるといふようなことも調査の結果で拝見しております。

ますのに、餓かなくて何とか食べていきたいといふ人間家族ができてしまつて本當に大変だと思ひます。生活保護は更生自立の自立までの間のつなぎ資金であつて、孤児の方たちが中国に取り残されたことの補償や慰勞する生涯与えられる年金ではないといふことをしっかりと教へ込む必要があると思ひますけれども、これについてはいかがでしょうか。

（政府委員（木戸脩吉））私ども現在、調査から受け入れへということ、重点が移ってまいっております。専ら中国とは最近受け入れ対策について、向こうに御協力を願うということにしております。が、日中両国政府の受け入れの基本的な方針としては、これはあくまで孤児の方の自由ということでございまして、帰る以上はやはり日本で日本の風習に従って一日も早く定着自立をして地域社会に溶け込んで日中両国のかげ橋になってもらいたい。こういうふうにいけば送り出すときに中国政
府側は指導をしていただいているわけでございまして、定着促進センターでも生活指導の一環として生活保護と就職という項目に続きまして五時間の

授業を行っているわけでございます。
先生御指摘のような、生活保護にやもすれば寄りかかるといふのをどういふふうにこれを克服して、やはり日本においては早く自立をして働けばそれだけ生活が豊かになるといふ日本の習慣になれ親しんでいただくか、これはやはりそういうふうに自覚をしていただくよりは仕方がな

○糸久八重子君 生活保護が支給されている間に何とかして自立できるように面倒を見るといふ姿勢だけではなくて、帰国者自身の自立の努力も必要ではないかと思ひます。

これは昨年の審議の際にも申し上げたのですけれども、千葉県では養父母に感謝する実行委員会というのがございます。これは県も自治体も一員として参加をしております、もう既にこの実行委員会ではハルビンに老人保健福祉センターの建設だと養父母の招待だとか、それからマイク口検診車の贈呈などを行ってまいりましたけれども、一応運動は一段落いたしましたして、今後は帰国者の自立支援に重点を移すことを考えまして現在千葉県中国帰国者自立互助会の設立を準備中でございます。国もこの帰国者自身の自立に向けて努力をする、このことのために指導をしていただきたいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(木戸脩吉) 今先生御指摘になりましたように、最近は中国帰国者みずからがその自立促進を目的としてボランティアの応援も得て日本語教室をつくったり生活相談をしたり、あるいはいろいろ親睦会を開催したりあるいは体験の発表会等を行っている例というのは非常に多いわけでございます。私どもいたしましてはやはり帰国者みずからがそういう自立についてお互いに励まし合つて自覚をしていただくというのが非常に重要なことだというふうに考えるわけでございます。今後ともこういうような自立を促進する団体につきましてはできる限りの応援をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○糸久八重子君 次に、子弟の進学問題についてなんですけれども、高校の入試等につきましては日本語の語学力の不足から質問の内容がわからないで同じ学力でもそのハンディで不合格となる場合が大変多いと聞いておりますが、今年度の入試で東京や神奈川や長野、福岡で特別措置を講じた

と伺っておるわけですが、どういふことをされたのか、文部省の方においてなっているのでしょうか。

○説明員(中西銀治君) 中国から帰られた方の高校入試の問題でございすけれども、現在特別な配慮をされている地方自治体といたしましては東京都、福岡県、神奈川県、長野県があるということとは先生御指摘のとおりでございます。

その特別な配慮の中身の問題でございすですが、東京、福岡等の四県においては例えば入試の問題の漢字のすべてに振り仮名をつけるとか、あるいは学力試験の時間を延長するとか、それから問題の一部を入れかえる、つまり国語等については作文をもつてかえるとかあるいは面接をもつてかえるとか、そういうような特別な措置を行っております。なおそのほかにも東京都におきましては特別の受け入れ枠を設けて、六十二年度につきましては四つの高校でそれぞれ一学級十五人の特別受け入れ枠を設けてそれに対して受験者が五十一名、合格者が五十一名という形で措置がとられております。

○糸久八重子君 東京で行われておりますこの特別枠設置なのですが、これは東京という特別なところだけではなくて、やはり帰国者が全国的に散らばっているわけですから、希望があったらぜひそういうような措置を各県でできないものだろうか、その辺はいかがでしようか。

○説明員(中西銀治君) 中国から帰られた子女だけではなくて、一般的に海外から帰ってきたいわゆる帰国子女と言われている人たちにつきましては、既に臨時教育審議会の第二次答申、去年四月に出しましたけれども、その中で海外における経験を日本で生かせるような教育をせよとあるべきである。その中でも特に高等学校の選抜等においては特別な配慮をするべきであるという御提言をいただいております。

これを受けて、文部省の方におきましては六十一年度の六月でございすけれども各都道府県の教育委員会に通知を出しまして、帰国子女等につ

いては高校入試において特別な配慮をとるようになり、その中身としては特別枠の設定であるとかあるいはその試験方法等についての特別措置であるとか、そういう配慮をするようにという通知を行っております。そういう方向で各都道府県が御努力いただいているというふうに理解しております。

○糸久八重子君 次に、養父母への問題につきましては何いをいたしますけれども、日本に帰国した孤児の養父母については帰国孤児一人につき約六十万円の扶養金が解決をしたということは本当に結構なことだと思ひます。この扶養金の性格なんでしょうけれども、親にかわって日本の子供を育ててくれたその感謝の気持ちと、それから養父母の老後の生活保障のためこの二つがあると私は解釈をいたします。そういう意味から考えますと、帰国した孤児の養父母だけではなくて帰国しない孤児の養父母についても、それからまた日本に連れて帰った養父母にこの扶養金というものは出すべきではないかと思ひますね。日本の国として、育ててくれた感謝の気持ちをどこに養父母がいらしてもこの扶養金というの出すべきではないのかと思ひます。特に中国では戦争賠償を放棄したということもありますから、そういうこともお考えになってはいかがなものでございまいしょうか、この点はどうか。

○政府委員(木戸脩君) まず養父母の扶養費を支払うに至りました経緯でございすますが、実は五十六年に訪日調査が始まりましたときに問題になりましたのは、身元がわからず日本へ養父母を置いて帰ってしまった。そのために向こうで養父母が生活に困るというような深刻な事態が中国側で起きまして、これは何とかしなければいけないということで日本側に提案があったわけでございます。したがって、実は五十八年から事務レベルでいろいろ協議をいたしまして、今の養父母の支払いの方法とか支払いの額、考え方が決まったわけでございますが、最初から本来子供としての孤児が養父母に対して負っている親に対する扶養義務

というのを、孤児の人は帰ってきてしまふ、そのために、しかも日本に帰ってすぐ生活が豊かになるということとは考えられませんが、いざ中国に残る養父母等に対して負っている法的な扶養義務を日本政府と日本国民が肩がわってするという性格を前提にいたしましてこの制度をつくったわけでございますので、日本に孤児と一緒に来られた養父母の方という方々に対する扶養費ということではないわけでございます。

しかしながら、やはり孤児を養育した養父母の恩というのは金銭ではかり知れないほど大きいものでございすし、また中国の人民も孤児は日中友好のかけ橋になっているというふうに認識を持っておられますので、やはり今援護基金あるいは船舶振興会などが中心になって養父母の招待事業というのを実は民間事業として行っておりますし、こういうものを初め、各種の交流、協力を通じて日中両国間の友好関係を深めていくというのが一番いいんではないかというふうに考えているわけでございます。

○糸久八重子君 日本に永住したい気持ちがあつても、老いた養父母のことを思うと帰国できないという方々も大変多いわけですが、これは育ててくれた恩を思うからでありましよう。そういう意味から、帰国できない孤児たちを日本に招くというふうな制度もできないのか、そういう意味も絡めて、非常にこれから問題が多々あらうかと思ひますけれども、まとめて厚生大臣の御所見を伺わせてください。

○國務大臣(斎藤十朗君) 扶養費の問題等につきましては、ただいま援護局長から答弁を申し上げたところでございます。

また、帰国されない孤児の方々にしてもどのように考えたらどうかというお話でございすますが、今援護局長からちよつと申し上げましたように、養父母の方々は、援護基金だとかまた民間団体が主体となって日本へ招いていただくというふうなことを今始めておるわけでございますけれども、帰国できない孤児の方々についても、そういう

ような方法も今後あり得るのかなというふうにおもひていただいております。そういった点についてもう少し帰国と帰国をしない方々の孤児のこの何といたしましようか、意思が明確になってまいりますのを見届けながら、そういったことにも検討をいたしてまいりたいと思ひます。

○糸久八重子君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(佐々木満君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(佐々木満君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、以上三案を一括議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○斎藤十朗君 それでは限られた時間でございますので、まず最初に原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案からお伺いをしたいと思います。

最初に、地球上といひますか人類史上初めての被爆国日本でございまして、被爆の実相の全容をつかむというのはなかなか困難だと思ひますので、人体影響はもちろんのこと、被爆がどのように我が国に影響を具体的に自然界にも及ぼしているか、これはたゆみなく検討を続けなければならぬと思ひます。

時間の都合がありますから端端にお伺いをしていきたいと思ひますが、実はあの一九四五年八月六日に広島に投下された原爆で巨大な積乱雲が生じまして、各地に多量の灰の降を含んだ黒い雨を降らしたということは周知のことでございます。ところで、この黒い雨の降雨地域は、従来厚生

省が根拠にしているデータよりもずっと広範囲に及んでいるということが問題になりまして、実は本日二十六日ですが、きょうから開かれます気象学会で発表される予定が出ております。これは気象学者の増田善信さんとおっしゃる元気象研究所室長さんが原爆投下直後に実施された調査の原資料を発掘して再調査をしたところ、新たな降雨地域が判明をしたというものであります。もしこれが事実であるとするならば、これは被爆者に対するもう一つの諸対策を行う必要があるということになりますので、この点について御意見を伺いたいと思います。

これは増田先生の発表された、発掘された内容によりましてこういうことになるんですね。(図表を示す)今厚生省が認定をしている黒い雨の地域というのは卵形になっている。増田先生のきょう発表される状況によりまして、うんと広くなつて複雑な形を示しているということでございます。

(委員長退席、理事田代由紀男君着席)

こういうことになってまいりますと、これは発表予定の内容をごく簡単に申し上げておきますが、今まで厚生省が根拠にしておられたこの卵形の地域よりもずっと広くて、四十キロメートル以遠にまで及んでいる、従来小雨が降った地域と言われていたところが大雨の地域に含まれることになっています。その雨域の形も従来の単純な卵形でなくて、大変変わった形でございまして、広島と島根県境にまで複雑に広がっているというのがきょうの発表の内容でございます。

もう一つは、従来雨が降らなかったとされております爆心地の南東部の仁保とか海田地域にも爆弾炸裂直後に、わずかですが降雨があったということ、これが明らかになっておるわけでございします。そこで、ひとつ厚生省、大臣、こういうことが学会で発表されるということになりますと大変な問題だと思ひますので、資料をお取り寄せになって関係の専門家等にもよく御相談をいたしまして、そして資料の調査分析をやられて対応をしなければ

ばならないのではないかとと思ひますが、御見解をまず伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(仲村英一君) 本日開催される気象学会で、今お話しのごさいますたような報告がなされるということの一部の新聞で拝見して初めてわかつたわけでございしますので、どの程度の学術的な意味づけがあるか、客観性があるかということ、さらにはいろいろ検討してみよう必要があるのではないかと考えております。

黒い雨の降雨地域というのは、この先生の御発表ですとより広いということのようでございますが、強い雨の降つた地域でございしますと、いろいろのことがあろうとありますが、当然私どももいたしましては、このような健康診断の特例地域につきましても、やはり調査結果など十分な科学的な根拠に基づいて行われるべきものだと考えておりますので、いろいろ情報を集めてみたいと考えております。

○審脱タケ子君 私は、冒頭にも申し上げたように初めての体験でございしますから、これは未解明のところというのはいっぱいあると思ひますね。特にこの調査というのは被爆直後の大変な時期の調査ですから、その当時の御調査というのは大変な御苦労をされておられると思ひますけれども、必ずしもそれが絶対ではなからうと思ひますから、学会での発表の資料を十分御調査、検討されれば、そのことの疑いが非常に事実が判明をしてくれば、これは被爆対策としてその地域におられた住民の方、あるいは現在引き続きお住まいの方々に被爆者の対策を広げていく必要があるのではないかとと思ひますが、その点についてお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(仲村英一君) そのような情報を私どもつかんだわけでございしますので、いろいろの内容容について検討させていただきたいというふうに考えておりますが、すぐ地域の拡大ということをここで答えるわけにはまいらないかと思ひます。

○審脱タケ子君 いや、すぐに拡大してくれと言

うているんじゃないんです、検討の対象に考えてほしいということでございます。

時間が限られておりますので、いつまでもやっているわけにはいかないんですが、同僚委員からいろいろ午前中に御質疑がありました。私は、一昨年被爆四十周年で、このときこそ被爆者援護法をつくつてほしいということで被爆者の方々が大変な馬力を出して政府に要請をしまいられたことは御承知のとおりでございます。ところが、援護法を政府はおつくりにならうとしないわけですね。国会では社会労働委員会でも決議を行つておりますし、被爆者救済の充実を国会の意思としても表明をされたわけでございします。この決議のときに当時の増田厚生大臣が「政府といたしましてはその御趣旨を十分理解し、原爆被爆者対策の充実に取り組んでまいり所存でございます」というふうにお述べになつておられるんですね。

その後どのように充実したかということになつてくるわけですが、これは余り大きく見るべきものがあるように思ひませんが、そうですね、余り変わつてませんね、局長。

○政府委員(仲村英一君) この法律の改正でお願いしておりますように、各種手当についてはその引き上げを図りたいと考えているところでございします。

○審脱タケ子君 それでは、あのとき被爆四十年を期してということで、本当に命がけで意を決して要求をしておられたんですが、その当時の要求の基本は援護法の制定でございしましたが、同時に具体要求も出しておられますね。これは御存じですか。

○政府委員(仲村英一君) 昭和六十一年の六月四日の本委員会のことについてのお尋ねだと思ひますが、「恒久平和への決意及び被爆者対策充実に関する決議」という中で、「二度とあのような惨禍に見舞われることのないよう改めて恒久平和への決意を表明するとともに、政府は、死没者を含めた実態調査を行い、更に被爆者の被害の実態に即応した対策の充実を努めるべきである」ということ

で、決議をいただいておりますことをお指しのことだと思ひます。

○審脱タケ子君 これは、国会の決議もそうですし、被爆者からの基本要請ということでも御提出をしておると思ひますが、そのことを今やりとりしていても、そんなのすばつとやうてもらわぬとあかんのですよ。しかし、それはもう繰り返しませんが、そのうちの二、三の点について具体的に伺いをしたいと思ひます。

一つは、同僚委員からもお話がありましたが、健康管理手当の問題です。これは、被爆者要求の中の一つの具体要請です。被爆者が健康管理手当を認められたけれども、今原則として三年ごとの更新になつておるんですね。せめて、七十歳以上になつたらそんな繰り返して期間制限みたいなことをやらずに、安心して老後が送れるようにしてほしいというのが願ひなわけですが、これはぜひ実現をしてもらいたいと思ひますが、どうですか。朝の御答弁も伺つておりますが、その上で重ねてお伺いします。

○政府委員(仲村英一君) 午前中にもお答え申し上げたわけでございしますけれども、この健康管理手当につきましてはその被爆者の方々が一定の疾病にかかっているということに着目いたしまして支給されるものでございまして、その方がその病気にいかかりになつておるということを定期的に確認するということとは手当の趣旨から当然必要だといふに私どもも考えておるわけでございしますけれども、したがって、ただ単に高齢であるからという理由で更新しないことは適当でないと考えております。

しかし、いろいろの御要望があることも私も承知しておりますので、研究班を組織いたしまして、この対象となります疾病の国際分類による傷病名に整理するとか、診断書の様式の改定案を検討するとか、更新期間も検討を加えるということでの研究の結果を待つて私どもとしてもいろいろ検討を進めたいと考えておるところでございします。

す。

○香脱タケ子君 それで、今年更新というのは二疾病です。潰瘍性の消化器疾患と、それから造血機能の障害で鉄欠乏性貧血ですか、潰瘍による消化器疾患ということで、一年更新というのはわからないわけではあります。しかし、その他は三年更新になっておられますけれども、例えば七十歳以上になって、ここにありますような疾病、指定疾病というのですかね、例えば変形性関節症とか変形性脊椎症とか、肺気腫とか老人性白内障とか腎炎、ネフローゼ、高血圧症、慢性の虚血性心疾患、脳出血、糖尿病などあるわけですが、これ治りますか。そう考えたら、私は七十歳以上の人の言いつつというのは無理がないなと思うんです。治ると思いますか、これ。

○政府委員(仲村英一君) 今お尋ねのございましたような変形性のものでございまして肺気腫とかいふのは、恐らく非可逆性でございまして、で、全治するのは難しいというふうに私の常識では考えておりますが、それをどういう手続を、例えば簡素化するとか診断書の様式をどのようにするかというふうな点について、専門家の御意見を伺った上で何らかの対処ができればということでいろいろ検討をお願いしておるというのが現状でございまして。

○香脱タケ子君 私なんかみたいな、私も医者で端くれだけれども、これは七十歳以上になって認定をされて、治るかと言われたら治ると言えない。治る可能性があるというのなら、大体何年かかっただけ可能性があるというふうな点で、勝手ではないから専門家の御意見を伺っているとおっしゃっておりますが、しかし、専門家の御意見を伺って客観性をきちんと立てるといことは大事ですけれども、実際には被爆者のその実態の中で御要望されている姿というものを、やはり行政としては把握して対応していただくということが極めて大事なことで、検討の結果をできるだけ早く出してもらって実現をさせていただきたい。こ

れは大臣、その辺大事なところだと思いますので一言だけ。

○国務大臣(斎藤十朗君) 先ほど御答弁申し上げておりますように、この健康管理手当てという制度そのものからすれば、その対象疾患がどのようになつたかというのを定期的に検査をし、そして、そこでまた認定をするということが制度としては正しいあり方であるというふうに思いますけれども、今先生がおっしゃられますように、被爆者の皆様方の実態、また御希望、そういうものを踏まえて何らか軽減できるような方向はないかという点で、専門家の方々に研究会を持って今検討していただいております。

その研究の報告がそう遅くない時期に報告されることと思っておりますので、これに従ってできるだけ皆さんの御要望に沿えるように取り組んでまいりたいと思っております。

○香脱タケ子君 前向きにひとつお願いします。

次は、これも午前中にお話が出ましたが、被爆者のがんに対する不安。これは広島原爆病院で亡くなった方の五七%ががんの死亡者です。ですから、そういう不安というのは被爆者は死ぬまで背負っておるというのが現実なんです。私どもの友人たちにも何人か被爆者の方がおります。開業したりして生活に不安がなく、そして家族にも恵まれて、比較的ゆつたりと生活をしていらっしゃるけれども、会うたびに何が不安かという、自分は被爆者だからいつかがんが發生してくるかわからない、いつ出てくるかわからないかという不安は一日も離れないということを率直に述べておられます。

そういう点では私は被爆者の共通の不安だと思っております。毎度毎度言っておられる、老人保健法の老人健診で簡単なおっしゃるけれども、そんな形式的なこととおっしゃるのではなくて、被爆者に対するがん検診というのをこれはきちんと確立をするというようなことは当たり前のことではないかと思うんです。老人保健法でも四十歳以上には検査をやるのだから、その中へ巻き込

んでというふうな話だけれども、そんな一般化するべき内容のものではなかつたと思うんですね。亡くなった方の五七%、原爆病院ではありますけれども、五七%ががんで死亡している実態というのは一般化しなやならぬということを示していると思うんです。

それで、がん検診をやるといふことになればそれなりの費用が要りますよね。そういった経費も予算化して、これは当然死ぬまでその不安を背負っている人たちに、がん検診について、今度は大丈夫だつたと思つて生活のできるようにせめてやるべきではないかと思つて、どうですか。

○政府委員(仲村英一君) おっしゃいますように、原爆病院のデータによりますと悪性新生物で死亡する方々が非常に多いということは事実でございまして、部位別には胃が最も多いようございまして、被爆者の方で、今おっしゃいますように、確かにがんに対する、かかりやすいという点での不安、心配というのは私も理解できるわけですが、例えば、白血球でございまして、甲狀腺のがん、乳がん、肺がん、胃がん等の増加が指摘されておるわけではあります。

従前からの答えで申せば、老人保健法の体系でせひ四十歳以上の方々は受けていただきたいという点で御返事をしておるわけではあります。例えば、この白血病でございまして集団検診というよりは、むしろ今やっております原爆被爆者の健康診断の精密検査の中の骨髄の機能でございまして、かようなところでの対応も可能なわけではありますけれども、標的臓器によりましていろいろスクリーニングの方法も考えなくちゃいけない部分もあるかと思つて、老人保健法だけでよいことではない、原爆被爆者のために独自でそのようなことを行ふ必要性を含めて、なお検討をさせていただきたいと考えております。

○香脱タケ子君 局長は幸いお医者さんだからそんなのはすぐおわかりだし、繰り返しません。が、せひそれは対応を急いでいただきたいと思うんです。だって、被爆者の健診で白血病などの検査は

している、片や老人健診の精密検査で胃がんと子宮がんと何かと検査を受けに行かんらぬなんて、それは事実生活をしている実態からいってなかなかそんな、あつちで一つ、こつちで一つというわけにいかぬです。その辺をやつたり実態をとりあへてお考えをいただきたいということを重ねて申し上げておきます。

この問題の最後に、被爆者実態調査の問題も既にこの話がありましたから詳しく聞こうとは思いません。しかし、被爆者実態調査が、生存者調査が間もなく発表される、死没者調査というのが来年ごろにはという点でございまして、被爆者の調査、とりわけ死没者の調査が被爆四十年を過ぎて四十二年になんなんとする中でいまだにできていないという点では私はやっぱり恥ずかしいと思うんです。困難があるという点ではよくわかりますけれども、そういう点で鋭意御努力をいただいて、両方とも発表される段階、つかめる段階というところへ来ていようございまして、それから、改めて原爆被害白書みたいなものを、きちんと実相をまとめていただきたいと思つておるんです。

つまり、亡くなった方には死にざまがどういふ死にざまであつたのか、生き残つた被爆者の人たちはどういふ生きざまをしてきたのかということ、そういうことが克明にやはりわかるような内容というものは非常に大事です。そのことは、二度と繰り返してはならないということの教訓にするためにもそういうものの大切さというのがあると思つて、本当に再び被爆者をつくらぬというそのための礎になるような白書にせひしていただきたいと思つております。

そのことをお願い申し上げますが、いかがでしょうか。それだけを聞いてこの問題は終わりたいと思つております。

○国務大臣(斎藤十朗君) 被爆者の実態調査は、午前中にも御答弁申し上げてまいりましたように、生存者調査につきましては近々にその結果が出るわけではあります。また、死没者の調査につ

きましてはもう少し時間がかかるわけですが、これらの調査の取りまとめを急ぎ、また、その他のこれまでにいろいろなところにある調査資料を集め、また、できればアメリカ等にありまます資料なども集めまして、これを集大成いたし、被爆の実態を明らかに、そして正しく後世に伝えていくようなそういうものをつくってまいりたい。

そのためにどのような仕組みでどんなふうにとめていくかということについても検討をして、いいものをつくって、そして今後の平和への誓いとしていけるようなものにしたい、このように考えております。

○審脱タケ子君　そういうものをつくっていただいて、ぜひ被爆者の悲願である援護法をつくるために御尽力を賜りたいという希望を申し上げておきます。

時間の都合がありますから、次に児童扶養手当法等の一部を改正する法律案についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

これは時間がありますので、随分たくさん法律が入っておりますからあれもこれもというわけにはいきませんが、この一括されている法律案の改正内容を見てみると驚いたのですが、児童扶養手当額も特別児童扶養手当額も児童一人につきそれぞれの手当が老齢福祉年金も含めて一月二百円のアップなんです。それで、国民年金、厚生年金の年金額の物価上昇率は〇・六％を基準にと、こうなっているんですね。ずっと一覽してちょっと不思議に思いましたのは、二百円というのはいかに低いなという感はあるんですよ。同時に、その中で障害児福祉手当額とそれから特別障害者手当額というのは月額百円なんです。ほかのは全部二百円だけれども、この二つが百円というのは何か理由がありますか。

○政府委員(坂本龍彦君)　この手当につきましては実は社会局の所管でございますが、便宜上私からお答えさせていただきます。

このたびの各種の手当の金額改定につきまして

は、現在の厳しい財政事情の中にあつてもその実質的価値を維持するという建前で、昭和六十一年の物価の変動等を考慮いたしまして改定の金額を決めております。したがって、先ほどお述べになりましたように、児童扶養手当あるいは老齢福祉年金、さらに他の年金、こういったものにつきましては同じような考えで処理をいたしておるわけでございますけれども、現実の金額が制度の違ひによつて少しづつ差がございます。その場合に実際に引き上げになる額につきましても若干の相違が出てくるということでございます。端的に申しますと一応百円単位という整理をしていくというようなことも関係いたしまして多少金額的には差が出ておる、こういうことでございまして、いいですよ。

(理事田代由紀男君退席、委員長着席)

けれども、わずか月額二百円上げるんだから皆そろって二百円にせめてほしいのに、何でこの二つの手当だけ百円かなと思つたんですが、理由がよくわからない。余計説明をされると思つたわかない。端的に言うてくれぬとね。

○政府委員(坂本龍彦君)　先ほど申しましたように、実質的な価値を維持するという意味で六十一年の物価上昇を勘案いたしまして引き上げ額を決めております。その率はほぼ同じような考えで処理しておりますが、現在の支給額に差がございまして、実際の引き上げ額としては金額に差が出てくると、こういうことでございます。

○審脱タケ子君　それで、年金についてちょっとお聞きしたいんです。

六十一年三月の新規裁定された厚生年金の老齢年金月額の分布状況を拝見いたしました。それによりますと、月額十八万円以上が三四％、十八万円以下が六六％ですね。平均年金額は十五万六千円。これでは老後の生活というのは厳しいです。ね。これいろいろ聞きたいと思ひますが、時間がもうないで端的に聞きたいと思ひます。

そこで大臣、この厳しい年金額という状況の中で一つ大きい問題は、年金課税の強化が取りざたをされるということが極めて重要な点ですね。そこで、年金課税の強化は今後やらせないかどうか。——やらせないでしようね。そのことをちょっと聞いておきたいと思ひます。

昨年の政府税調では、年金課税の強化というのが議論をされております。しかし一方、厚生省では年金税制に関する研究会がいろいろと御提言になつておりますけれども、こういう現行のよう年金制度の立て方からすれば、標準的な年金額の給付に課税が及ぶことはもとと想定されていまいと考えるべきであるというふうなことも言われておりますし、これは現行の年金水準はぎりぎりの水準だと思ひますので、老後の生活の安定のために新たな年金課税の強化は許してはならないと思ひますが、大臣のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(斎藤十朗君)　昨年の八月、政府税調が税制の改革に取り組んでいろいろ御議論をいたされました。その中で専門小委員会におきまして、年金課税の強化を行うのではないかと、そういうふうな読み取れる提言がございました。私も大変心配をいたしたところでございます。私も大に心配をいたしたところでございます。厚生省といつたしましては、ききの年金改革の効果が減殺されないような、年金の実質的価値の維持が最低限度であるようなことでなければならぬということ、その後最大限の努力を払つてまいつたところでございまして。

その結果、今国会に提出をいたしました税制改正案の中にも私どものそういう主張が貫かれまして、年金にかかわる課税最低限度額は、現行の二百二十九万六千円から二百五十四万六千円に引き上げられておまして、この結果、非課税対象者が現行の二百四十七万人から二百六十九万人に二十二万人増加することとなつたわけであります。また、年金にかかわる課税最低限度を上回る年金受給者につきましても、全員税の負担が軽減を

されること、こういうことになつておるわけでありま。

しかしながら、残念なことで、この所得税法の改正は廃案になる見込みのようでございますので、まことに残念に思つておる次第でございます。先ほど申し上げましたように、年金の実質的価値が下がらないように今後とも最善の努力をいたしてまいらる覚悟でございます。

○審脱タケ子君　それで、年金課税のことを申し上げましますのは、年金水準の問題がやはり大問題なんです。御承知のように経済企画庁の委託をした福祉政策研究会が、「高齢者の実態と二十一世紀福祉社会の展望」という中間報告をお出しになりましたが、これによりますと、要するに年金だけでは絶対に生計費は賄えない、何しろ一月二十五万円というんですからね。六十歳から六十四歳までは十一万円、働いて収入を確保しなきゃならない。六十五歳以上でも四万円程度は稼がなければ生計が維持できないという試算をしております。それから先日、労働省も計数的にはほとんど同じような数値をお出しになつておりますが、これどう思ひますか。

○政府委員(水田秀君)　最近、各省とも自分の施策のセールスポイントをPRなさるのが大変お上手でございます。いずれも私の懇談会という形をとつておまして、労働省の場合は財形貯蓄でありますとか中退金、これが必要であるということ、老後の年金額、生活費がかなりかさ上げをしてあつて、私どもの公的年金の水準の非常に低いところと比較をして、その必要性というのが、やや私どもの目から見ますとかさ上げしてPRしておられるような気がいたすわけでございます。

経企庁につきましても同じく、ゆとりある老後生活ということで二十五万という水準が設定されて、これも企業年金を普及させる必要があるというセールスポイントのもとで水準が設定されておまして、この場合も私どもの給付水準が大体男子の平均労働者の七割ぐらいを水準にしているんですが、七割は維持できないだらうからというこ

とで、六割にカットしていただいております。それと比較して十萬足りない、こういうことでございませうけれども、いずれも私的懇談会で、それぞれの役所が言われたという形にはなっておりませんで、まあ私も、そういう企業年金の普及なりあるいは老後における貯蓄の必要性と、いずれもあろうかと思いますが、やや御発表の仕方がジャーナリスティックに過ぎるのではないかと、うのが率直な感想でございます。

○香脱タケ子君 まあ、私的懇談会だからというて、それぞれの省庁が自分のところのセールスポイントを売り歩いておるのやとて、そない言うて済むんやたらよろしいで、そんなあんた、逆に言うたら閣内不一致ということにもなるんですよ。

それで労働省に至ったら、六十五歳で千五百万円現金を確保することが必要やと言います。退職金でそんな金額はなかなかもらえないから、働いている間に貯金せよと言っているんです。それで、これをやったらおもしろいんだけれども、もうそれ以上言いません。

そこで、そういう話が出てくるということになると、やはり昭和七十年の年金制度の一元化の中で、厚生年金の支給開始年齢を六十五歳に引き上げることをご考慮しておられるんですね、検討されているんですね。このことが問題になってくるんですが、いかがですか。

○政府委員(水田努君) 今後の高齢化社会の進展と年金制度の成熟化に伴いまして、急速に年金の給付費というのは将来に向かって膨れ上がってまいるわけでございますが、これに加えて最近非常に寿命が延びまして年金の受給期間もさらに延長されるということがございまして、さきの年金改革で後代の負担にたえ得るような給付水準の適正化ということも行ったわけでございますが、さきの改正をもつて将来の年金財政というのは必ずしも樂觀を許さないという状況にあるのではないかと、このように考えておるわけでございます。

御指摘の、六十五歳の開始年齢の引き上げ問題

につきましては、将来における財政の見通しそれから今後における将来の高齢者の雇用の動向等を見きわめながら、総合的に今後慎重に検討してまいらなきやならぬ課題ではないか、このように考えておる次第でございます。

○香脱タケ子君 もう時間ですので、労働省せっかく来ていただいているので、ちよつと聞いておきますが、六十歳定年法までつくって六十歳定年制の一般化がかなり普及してきていると思うんですが、最近では円高不況等の理由で、六十歳定年制が逆に引き下げられてきている。例えば五十七歳とか五十八歳に引き下げられてきておられますが、そういう企業がどれくらいあるか捕捉しておられますか。

○説明員(藤永正雄君) 定年年齢の引き下げの件についてお尋ねでございますが、私どもが果から報告を受けておる限りでは最近四件でございますけれども、定年年齢を引き下げた事例がございします。具体的には、六十歳定年でありましたが五十八あるいは五十七ということに引き下げられております。

なお、全体といたしましては、私どもとしては、定年年齢は傾向的には引き上げられつつあると思っております。事業主も大変努力をしておりますが、しかしながら、片一方ではこういった経済環境が大変厳しいという点でもございします。で、全体的な状況を正確に把握する必要があります。そういう意味で、この六月一日を期しまして、全国一斉にこの定年年齢あるいは高年齢労働者の雇用状況等について調査を実施するというようにしております。

○香脱タケ子君 それじゃ大臣、お聞きのとおりで、最後にお聞きをしたいんですが、今四方所と言われて、大企業なんですね、定年年齢の引き下げをやっているのは、これは新聞報道であります。新日鉄とか川崎製鉄、神戸製鋼、日本鋼管、住友金属などという大企業にそういう傾向が出てきているという点に非常に不安があるわけなんです、私はこれを何でお聞きをしたかといひますと、こ

ういうふうな六十歳定年制が引き下げられてきているという状況の中で、雇用と年金の間に断絶があつてはならぬと思うんですね。定年年齢とそれから年金支給開始年齢の間に乖離があつてはならぬと思うんです。

そういう点で、これは六十五歳に将来引き上げるかもわからぬ、よく周囲の状況を勘案してとおっしゃっているけれども、そういう状況を見て支給開始年齢の引き上げをしてはならないんではないかというふうに思いますが、その点で、大臣の御見解をお伺いして、終わりたいと思います。

○国務大臣(斎藤十朗君) 定年年齢が全体として引き下げられているとは私は感じておらないのでございまして、今御指摘のようなところにつきましては、特定な不況業種とか、いろいろな特定な事情があつたのではないかと、いろいろな思いがあります。そういった点につきましては、その特定な事情に対して、雇用対策が万全を期されるべきであるというふうに考えるわけであります。

また、定年と年金支給開始年齢が必ずしもリンクしなればいけないのかどうかということについてもいろいろ御議論のあるところではないかというふうに思ふわけであります。といひますのは、これからの長寿社会におきましては、定年を過ぎてもからの緩やかな勤務というようなことも、そういう雇用創出の道を開いていくということも非常に大事なことでありますので、そういった点もいろいろ組み合わせて、加味して支給開始年齢というふうなものを考えて、検討の一つの材料にしていくという必要があると思っております。

支給開始年齢の六十五歳への検討等につきましては、先ほど年金局長が模範的な答弁をいたしましたので、そのとおりでございます。

○委員長(佐々木満君) 以上をもつて三案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(佐々木満君) 御異議ないと認めます。三案のうち、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の

一部を改正する法律案の修正について、内藤君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。内藤君。

○内藤功君 私は、ただいま議題となつております三案のうち、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し、日本共産党を代表して修正の動議を提出いたします。

その内容はお手元に配付されております案文のとおりでございます。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。

本法による障害年金、遺族年金額の改定は昭和五十一年以来公務員の給与の引き上げの率と同率で毎年実施されてきました。

ところが、本年、政府提案の年金額の改定は昨年度の公務員給与の平均改善率二・三％を下回る二・〇％となつております。

本法は、戦争犠牲者に対する国家補償の精神に基づいた年金給付であり、当然、前年の国家公務員給与の引き上げ率を基礎に給付改善を行うべきであります。なお、従来、恩給法改定の際の回帰分析により本法が基準とする兵の数値は、公務員行政職Iの最高数値であり、昨年の引き上げ率は二・四％となつております。

次に、修正案の概要を御説明申し上げます。

その内容は、障害年金、障害一時金及び遺族年金・給与金の額を、昨年の公務員給与の改善率に準じて二・四％引き上げることとしております。

以上が本修正案を提出する理由と内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をいたたくようお願いいたします。

○委員長(佐々木満君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

ただいまの内藤君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。斎藤厚生大臣。

○國務大臣(斎藤十朗君) ただいまの修正案については、政府としては反対でございます。

○委員長(佐々木満君) これより三案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

それでは、これより順次三案の採決に入ります。まず、児童扶養手当法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(佐々木満君) 私、ただいま可決されました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

(賛成者挙手)

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

(賛成者挙手)

政府は、広い意味における国家補償の見地に立つてその対策が講じられるべきであるとの原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見等にかんがみ、被害の実態に即応した援護対策を一層拡充

するよう努めるとともに、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、死没者を含む実態調査の速やかな解析、その集大成を図ること。また、生存者調査の結果を踏まえて、被爆者対策の充実を図ること。

二、被爆者の障害の実態に即して所得制限を撤廃するとともに、医療特別手当等については、他制度との関連も考慮し、生活保護の収入認定から外すことについて検討すること。

三、原爆症の認定については、被爆者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うとともに、健康管理手当の認定についても、原爆被爆者が高齢化していることを踏まえ、そのあり方について検討すること。

四、原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たっては被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう万全の措置を講ずるとともに、被爆者に対する家庭奉仕員制度の充実及び相談業務の強化を図ること。

五、被爆者とその子及び孫に対する放射能の影響についての調査、研究及びその対策について十分配慮するとともに、原爆医療調査機関の一元一体化について検討し、その促進を図ること。

六、放射線影響研究所の研究成果を、被爆者の健康管理と治療に、より役立てるため、運営の一層の改善、同研究所の移転、原爆病院との連携強化等につき検討すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(佐々木満君) ただいま永久君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よって、永久君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

まず、内藤君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(佐々木満君) 少数と認めます。よって、内藤君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。

(賛成者挙手)

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

田代君から発言を求められておりますので、これを許します。田代君。

○田代由紀男君 私、ただいま可決されました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、速やかに格段の努力を払うべきである。

一、戦没者遺族等の高齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

二、戦没者遺族等の高齢化にかんがみ、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等について、さらに積極的に推進すること。

三、生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連携を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すること。

四、訪日調査により肉親が判明しなかつた中国残留日本人孤児について、引き続き肉親調査

に最大限の努力をするるとともに、今後とも、日本人であることが判明した中国残留孤児については、すべて訪日調査の対象とすること。

また、帰国を希望する日本人孤児が一日も早く日本に帰国できるよう、受入体制の整備を図るとともに、関係省庁及び地方自治体が一体となつて、広く国民の協力を得ながら、日本語教育、就職対策、住宅対策等の諸施策の総合的実施に遺憾なきを期すること。

五、かつて日本国籍を有していた旧軍人軍属等に係る戦後処理のなお未解決な諸問題については、人道的な見地に立ち、早急に関係省庁が一体となつて必要な措置を講ずるよう検討すること。

六、ガス障害者に対する救済措置は、公平に行うとともにその改善に努めること。

七、法律の内容について必要な広報等に努める等さらにその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化にさらに努めること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(佐々木満君) ただいま田代君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よって、田代君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの両決議に対し、斎藤厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。斎藤厚生大臣。

○國務大臣(斎藤十朗君) ただいま御決議になりました両法案に対する附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(佐々木満君) なお、三案の審査報告書

の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（佐々木満君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（佐々木満君） 次に、臨床工学技士法案並びに義肢装具士法案の両案を便宜一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○糸久八重子君 前国会で問題にいたしました透析技師によります無資格の診療補助で裁判に付されている事件ですが、六月に判決がなされるようでございます。資格が制度化されないために事件となったことは大変残念なことであり、新しく導入され、そういう意味からいまして、新しく導入されます医療関係職種に対する資格制度の創設は、関係者も長く要望されていたことでありまして、また最近の医学、医療の発展に対応してその専門化が進み、一方チームとしてのコワーーカーの役割が強まっておりますので、そういう実態に対応して時宜にかなったものと思うわけでございます。重要なポイントだけお聞きをしておきたいと思いますが、現在従事しております者につきましては、二つの資格制度とも経過措置を設けて、実務経験五年を有する者についてはさらに厚生大臣の指定した講習会の課程を修了すれば受験資格を与えることとしております。これは実情に即した結構な措置と思えますけれども、その講習会の課程とはどのような内容、そしてどのようなプログラムを考えていらっしゃるのでしょうか。また、どのような場所で行うお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員（竹中浩治君） 講習会の課程の内容につきましては、臨床工学技士、義肢装具士、それぞれの養成カリキュラムの内容を考慮いたしますとともに、現に業務に従事している者に過大な負担

とならないよう関係者の御意見を聞いて定めてまいる所存でございます。

また、場所と申しますか、実施主体と申しますか、これにつきましては、指定講習会を適正に実施し、かつ受講する者の便宜にも沿うとの見地から、適当な団体、また適当な場所において実施するつもりでございます。

○糸久八重子君 大変要を得ない御答弁なのですが、私がお聞きしたのは、具体的にどのくらいのプログラムを考えていらっしゃるのか、そして具体的にどういった場所で行うのかということをお伺いしたのですが、お答えをお願いできますか。

○政府委員（竹中浩治君） 先ほどお答え申し上げましたように、実はその養成カリキュラムの内容はこれから最終的な詰めをいたすわけでございまして、それとの関係で講習会の中身なり期間を定めたいということでございます。現在のところ、まだその期間、内容については決めておりません。これから詰めてまいりたいと思っております。

場所につきましては、これは全国的に特例受験資格の対象者がおられるわけでございまして、できるだけ全国それぞれの方が受けやすいようになりまして、まだどこで、いつやるかということにつきましてはこれから検討を進めてまいるつもりでございます。

○糸久八重子君 御答弁の中に多大の負担にならないようというお言葉がございましたけれども、具体的に言って、例えば一月ほど職場を休めることのないような、そういう講習会を考えていたいただきたいことを要望しておきわけでございます。そして、その講習会の実施につきましても、十分きめ細かい対応をしていただきたいということを要望させていただきます。

それから、この臨床工学技士でございますけれども、五つの生命維持管理装置の補助をするというところなんです、例えば透析技師に例をとりますと、これから必要となる人員が大体一万名、そして年間の必要養成者が六百名というようなこと

が出ていますわけですが、専門の養成施設の現況と将来的な措置につきまして御説明ください。

○政府委員（竹中浩治君） まず臨床工学技士の業務に相当する業務を行っておられる方全体の数でございまして、重複も含めまして六千四百人程度と私ども考えております。それに対して将来臨床工学技士全体としてどれだけの必要数があるかということでございますが、私も一万五千人から二万人の間ぐらいになるんじゃないかと考えております。

そういう数字を基礎にいたしまして、臨床工学技士の養成施設、現在法律でお願いしておりますような高卒三年という形の養成施設は臨床工学技士については現在ございません、ないということでございます。今後指定養成所あるいは大学においてそういうコースをぜひつくっていただくというところで養成体制の整備を図っていただくわけでございますが、当面毎年四、五百人程度の養成が必要ではなからうかと思っております。

○糸久八重子君 現在、日本工学院専門学校の医用電子工学科で臨床工学技士を養成している、そして国立リハビリテーションセンターで義肢装具士の養成をしている、大変養成機関の数も少なくても人数も少ないんですね。その辺の対応はいかがですか。

○政府委員（竹中浩治君） 今お話しのように、現在でございますのは臨床工学技士が日本工学院専門学校というところで、これは実は修学年限が二年でございますので、今法律が予定しております課程には直接すぐには該当しないわけでございまして、義肢装具士養成施設はお話のとおり、国立リハビリテーションセンターで修学年限三年の者が既に養成をしておるということでございます。

今後この法律が成立いたしますと、既に私ども幾つかの大学等で臨床工学技士の養成をしたいという御希望があるようにも伺っておりますし、関係のこういった専修学校その他の学校法人で大変関心をいただいておりますので、私も今申し上げ

げましたような養成数を何とか満たすように努力をしてみたいと思っております。

○糸久八重子君 臨床工学技士は人の命と直結をするというそういう大事な仕事をやるわけですから、より高度な知識と技能を必要とするわけですね。幾つかの受験資格が現在示されているわけですが、それとも将来的にもこれでやっていくのか、それともこれは経過措置であって、将来は大学を最低資格とするのか、その辺はどうお考えですか。

○政府委員（竹中浩治君） 臨床工学技士の養成施設でございますが、私も先ほど申し上げたように、原則は高校卒業後、厚生大臣の指定養成所等において三年以上必要な知識及び技能を修得する養成施設、高卒三年でございますが、これを原則として将来とも考えております。

そのほかに、割合関係の深い職種から来られる、その臨床工学技士になりたいという方々のために、例えば一年または二年の養成校を用意するか、それから、大学において一定の科目を履修した者について受験資格を与えるなど、別の道も考えておりますが、原則としては高卒三年の養成施設というところでございます。

○糸久八重子君 「新たな医療関係職種の資格制度の在り方に関する検討会中間報告」というのがことしの三月二十日に出たわけですが、これによりまして、今回制度化されますクリニカルエンジニアと義肢装具士、それ以外に医療福祉士、それから補聴器士、言語聴覚療法士の三職種も検討されたようでございますけれども、その検討の結果と制度化の見通し、また、何が隘路となっているのか、成案を得る時期とか見通しにつきまして伺わせてください。

○政府委員（竹中浩治君） お話ございましたように、今回の検討会におきまして五つの職種につきまして二職種につきましては今法律をお願いしているわけでございますが、残る医療福祉士と申しますかMSW、それから言語聴覚療法士、それから補聴器士、この三つがあるわけでございます。

検討会の中間報告におきまして、医療福祉士及び言語聴覚療法士につきましては早急に制度化をする必要がある。あるけれども、その業務範囲あるいは養成課程等のあり方についてさらに検討調整を進める必要があるという中間報告でございす。したがって、私もこの二職種につきましては関係団体との意見調整をさらに鋭意進めまして、その調整が終わった段階でできるだけ早く制度化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それからもう一つの補聴器士でございすが、これは今その関係団体の方で考えられておる内容といたしましては、医療機関の外で診療の補助行為をするというふうな話もございすので、こういう点についてはなかなか法制上の問題がある、こういうことが検討会の中間報告で指摘をされておるわけでございす。この補聴器士につきましては、中間報告の御指摘を踏まえまして、当面自主的な認定制度を導入するというようなことで資質の確保に努めてまいりたいと考えております。

○永八重子君 ありがとうございます。終わります。

○中野鉄造君 同僚委員の質問と重複を避けまして、私は時間の都合もありますので、二問だけ今後懸念される問題点を尋ねたいと思います。

医療の現場でこの資格取得者とそうでない人との間に妙な摩擦が起こってくるのじやないかという懸念をするわけですが、これが第一点。それと医療の高度化に伴って、今日の医療現場の一部ではいろいろな職種の人に従事するということがなっておりまして、いわゆるチーム医療といった状況を呈しているわけですが、そういった場面では当然のことながら医師のリーダーシップが発揮されないとスムーズに業務が運営されないと思ひます。その際にコメディカルワークに種々の資格制度ができて業務範囲を確立することが果たして円滑にチーム医療が進められることになるのかどうか。新しいその医療技術の出現といったときに、硬直した業務分担は望ましいチーム医療を阻

害するようなことになるのではないかと懸念があるわけですが、この二点を尋ねたいと思います。

○政府委員(竹中浩治君) まず、摩擦を生ずるのではないかと御質問でございす。

私も、臨床工学技士、それから義肢装具士につきましても、両方とも専門技術が必要であり、また、診療の補助に当たる業務が含まれるということもございすので、これらの業務に従事する方の大部分は資格を取得していただかなきゃならぬし、実際上資格を取得した方が従事をされるということになるのではないかと。したがって、医療現場において有資格者と無資格者との間の摩擦という問題は生じないのではないかと。というふうに考えております。

それから、多くの医療関係の職種の資格をつくるということ、チーム医療を阻害することにはならないかという御質問でございすが、医療の質を高めようという観点に立ちまして、医療の進歩に対応してある程度の専門職種の今後とも制度化を図っていくかなければならないということはやむを得ないものではなからうかと考えておりますが、私もその際でも必要最小限のものに限って制度化を図っていくという考え方で対処したいと考えております。チーム医療の阻害の問題でございすが、そういうことも配慮をいたしまして今回の資格制度の制度化に当たりましては、チーム医療が適切に行われますよう、「医師その他の医療関係者との緊密な連携」に努めるべき旨の規定、これは法案の三十九条でございすが、そういう規定を設けていただいております。

今後とも、そういった趣旨の周知徹底を図ることによりまして、チーム医療が円滑に行われるよう指導をいたしてまいりたいと考えております。

○中野鉄造君 終わります。

○香取タケ子君 残り時間が大変短うございすので、ごく簡単に伺いをいたします。

臨床工学技士というのは、生命維持装置を扱う

高度な技術者であり、また義肢装具士ということて言われている方々は、大変急速な進歩発展を遂げてまいっております整形外科の分野で義肢装具が実際に人間の機能回復のために大変重要な任務を持つ技術者の方々でありますから、この資格制度をつくるということについては極めて大事だといふふうに思っています。とりわけ、私は重要な任務であるだけに医師を初め関係者の十分な合意というものが非常に大事だと思ひますが、この法案を提出するに当たってそういった点の十分な合意が得られているかどうかという点が一点。

それからもう一つは、私もよく不思議に思っておりますのは、先日は社会福祉士ですか、それから介護福祉士などという資格制度が上程をされてまいりました。医療福祉の分野で、今後どのようにいった資格制度を上げて位置づけていくのかという点が、一定の目標というんですか、一定のパノラマがなければ、国会でも見てたらばかばか資格法が出てくるというふうなことになるかと大変うがいが悪いと思ひますので、厚生省としてはどういふふうにお考えになつておられるのか。今、資格御要請の方々が三十種以上あるというふうにも伺っておりますが、そういった点も含めて、どういふふうな対応をなさろうとお見通しなのか、その点をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(竹中浩治君) 今回お願いを申し上げております二つの職種でございすが、身分法の制定の場合に一番問題になるのが、今、第一点としてお話のございました関係者ないしは関係団体の十分な合意が得られるかどうかということが一つの大きなポイント、課題になるわけでございます。

私ももうそういう点を十分考えまして、医師会でございすとか看護協会でございすとか、もちろん直接これらの業務に従事しておられる方々の団体もございす。そういった団体と十分打ち合わせをいたしましたし、それからまた、検討会にも委員に入つていただく方々あるいは御意見を開陳していただく場をつくるなりいたしまして、

この二職種につきましては関係者、関係団体の十分な合意のもとに法案を出させていたいただいております。

それから、今後の医療関係の職種についてどう考えていくのかというお尋ねでございす。お話をいたしましたように、私もものところに要望書のような形で出ております職種が三十職種ぐらゐございす。私も今後とも医療の高度化、専門化に対応したいまして、ある程度の専門職種を制度化していくことはやむを得ないと申しますか、必要であらうと考えておりますが、その際も必要最小限度のものに限るということで、いたすに細分化すべきではないというふうに思っております。

また、先ほど申し上げました新職種についての検討会でも、例えば今後どういふ職種を制度化していくかを考えていくための、何といひますか、原則といひますか、条件と申しますか、そういうものについても今鋭意検討をさせていただいておりまして、そういう原則ないしは条件というものがある程度私どもの内部で持ちまして、それに合致するものについて検討を進めていくというふうなことでまいりたいと考えております。

○委員長(佐々木満君) 以上をもって本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐々木満君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより本案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、討論はないものと認めます。

それでは、これより順次本案の採決に入ります。まず、臨床工学技士法案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべ

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第七二九五号 昭和六十二年五月十八日受理
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八
酒井正則
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第七二九六号 昭和六十二年五月十八日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八
酒井正則
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第七二九七号 昭和六十二年五月十八日受理
労災腎臓損傷者と遺族の年金に関する請願
請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八
酒井正則
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第七二九八号 昭和六十二年五月十八日受理
労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願
請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八
酒井正則
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七二九九号 昭和六十二年五月十八日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八
酒井正則
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七三〇〇号 昭和六十二年五月十八日受理
重度身体障害者の腎臓神経治療技術研究に関する請願
請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八
酒井正則
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六三六一号と同じである。

第七三〇一号 昭和六十二年五月十八日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 千葉県長生郡白子町北高根九二八
酒井正則
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六三六二号と同じである。

第七三〇二号 昭和六十二年五月十八日受理
国立腎センター設立に関する請願
請願者 大阪府住吉区東粉浜三ノ八ノ五
新谷博康
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第七三〇三号 昭和六十二年五月十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 秋田市土崎港北一ノ九ノ二〇 栗
林明子 外六百二十九名
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第二二五五号と同じである。

第七三〇四号 昭和六十二年五月十八日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)
請願者 三重県津市出口町二、二七五 鈴
木英雄 外一名
紹介議員 水谷 力君
この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第七三〇五号 昭和六十二年五月十八日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 秋田県鹿角市十和田岡田中野一八

ノ一 加賀正一
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第七三三三三号 昭和六十二年五月十八日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖
紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第六三五三三号と同じである。

第七三三三四号 昭和六十二年五月十八日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三三ノ
二四 柳沼和江
紹介議員 山東 昭子君
この請願の趣旨は、第六三五三三三号と同じである。

第七三三三五号 昭和六十二年五月十八日受理
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 秋田県鹿角市十和田岡田中野一八
ノ一 加賀正一
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第六三五三四号と同じである。

第七三三三六号 昭和六十二年五月十八日受理
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖
紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第六三五三四号と同じである。

第七三三三七号 昭和六十二年五月十八日受理
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三三ノ
二四 柳沼和江
紹介議員 山東 昭子君
この請願の趣旨は、第六三五三四号と同じである。

第七三三八号 昭和六十二年五月十八日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 秋田県鹿角市十和田岡田中野一八
ノ一 加賀正一
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第六三五五五号と同じである。

第七三三三九号 昭和六十二年五月十八日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖
紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第六三五五五号と同じである。

第七三三四〇号 昭和六十二年五月十八日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三三ノ
二四 柳沼和江
紹介議員 山東 昭子君
この請願の趣旨は、第六三五五五号と同じである。

第七三三四一号 昭和六十二年五月十八日受理
労災腎臓損傷者と遺族の年金に関する請願
請願者 秋田県鹿角市十和田岡田中野一八
ノ一 加賀正一
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第六三五五六号と同じである。

第七三三四二号 昭和六十二年五月十八日受理
労災腎臓損傷者と遺族の年金に関する請願
請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二
竹前巖
紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第六三五五六号と同じである。

第七三三四三号 昭和六十二年五月十八日受理

労災者遺損傷者と遺族の年金に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七三四四号 昭和六十二年五月十八日受理

労災者遺損傷者の終身保護所設置に関する請願

請願者 秋田県鹿角市十和田岡田中野一八

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七三四五号 昭和六十二年五月十八日受理

労災者遺損傷者の終身保護所設置に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七三四六号 昭和六十二年五月十八日受理

労災者遺損傷者の終身保護所設置に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七三四七号 昭和六十二年五月十八日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 秋田県鹿角市十和田岡田中野一八

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七三四八号 昭和六十二年五月十八日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七三四九号 昭和六十二年五月十八日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七三五〇号 昭和六十二年五月十八日受理

重度身体障害者の脊髄神経治療技術に関する請願

請願者 秋田県鹿角市十和田岡田中野一八

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第七三五一号 昭和六十二年五月十八日受理

重度身体障害者の脊髄神経治療技術に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第七三三二号 昭和六十二年五月十八日受理

重度身体障害者の脊髄神経治療技術に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第七三三三三号 昭和六十二年五月十八日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 秋田県鹿角市十和田岡田中野一八

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第七三五四号 昭和六十二年五月十八日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 長野県須坂市南原町一九九ノ二

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第七三五五号 昭和六十二年五月十八日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江

紹介議員 山東 昭子君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第七三三九号 昭和六十二年五月十九日受理

労働基準法(労働時間法)の改正に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市佐野町一ノ八

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二四〇五号と同じである。

第七四〇〇号 昭和六十二年五月十九日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七四〇五号 昭和六十二年五月十九日受理

看護専門学校寮における電気製品の使用規制と消灯規制の緩和に関する請願(二通)

請願者 静岡市追手町四四ノ五桐花寮 本

紹介議員 田妙子 外八十三名

看護専門学校寮で多くみられるドライヤー、電気スタンドなどの電気製品の使用規制や消灯規制など、その多くが学校側の一方的な押し付けであり、寮生活の実情に合わないものになっている。多く

の看護寮では消灯規制があり、電気スタンドだけで勉強するため、視力が低下している。さらに規制の厳しい寮では、電気スタンドの消灯までもが決められ、懐中電灯で勉強しなければならぬ状況である。また、暖房時間が短いので、余りの寒さに布団の中で勉強するという生活を強いられている寮も多数存在する。このように、現在ある規制は、勉強条件の劣悪化だけでなく健康をも脅かしている。我々は、健康で文化的にも充実した生活をしていようと願っている。これは、憲法にも保障されている当然の権利と言える。それが現実には、安心して生活すること、学生の身分である学ぶことさえも十分に保障されていないことは、厚生施設としての寮の役割からも重大な問題である。一方、厚生省は、規制の実態を把握しておらず、「予算の枠内でしか使用することができないので、ある程度の使用規制は仕方ない」という無責任な態度をとっている。ついでに、勉強条件と健康を保障する学生寮にするために、次の事項について実現を図りたい。

看護専門学校当局の一方的な電気製品の使用規制や消灯規制をやめさせ、寮生の生活実態や要求に見合うよう、早急に各学校へ改善の指導を行うこと。

第七四一二号 昭和六十二年五月十九日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 福島県郡山市安積町笹川北向五三

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第六三五三三号と同じである。

第七四一三三号 昭和六十二年五月十九日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 福島県郡山市安積町笹川北向五三

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

請願(第七五三六号)(第七五三七号)(第七五三八号)(第七五三九号)
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第七五四〇号)(第七五四一号)(第七五四二号)(第七五四三号)
一、労働者遺族の年金に関する請願(第七五四四号)(第七五四五号)(第七五四六号)(第七五四七号)
一、労働者遺族の終身養老所設置に関する請願(第七五四八号)(第七五四九号)(第七五五〇号)(第七五五一号)
一、労働年金と他の年金との完全併給に関する請願(第七五五二号)(第七五五三号)(第七五五四号)(第七五五五号)
一、重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第七五五六号)(第七五五七号)(第七五五八号)(第七五五九号)
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第七五六〇号)(第七五六一号)(第七五六二号)(第七五六三号)
一、国立腎センター設立に関する請願(第七五六四号)(第七五六五号)
一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(第七五六六号)
一、療術の制度化促進に関する請願(第七五六七号)
一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第七五六八号)
一、小規模障害者作業所の助成に関する請願(第七五六九号)(第七五七〇号)(第七五七一号)(第七五七二号)(第七五七三号)(第七五七四号)(第七五七五号)(第七五七六号)
一、重度身体障害者の無年金者救済に関する請願(第七五七九号)
一、重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願(第七五八〇号)
一、重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願(第七五八一号)
一、労働者遺族の年金に関する請願

(第七五八二号)
一、労働者遺族の終身養老所設置に関する請願(第七五八三号)
一、労働年金と他の年金との完全併給に関する請願(第七五八四号)
一、労働者遺族の脊髄神経治療技術研究に関する請願(第七五八五号)
一、車いす重度身体障害者の雇用に関する請願(第七五八六号)
一、労働基準法の改悪反対、労働時間の短縮に関する請願(第七五八七号)(第七五八八号)
一、国立腎センター設立に関する請願(第七五八九号)
一、国立明石病院と国立神戸病院の統合計画をやめ、充実・強化に関する請願(第七五九〇号)
第七四八八号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山 上進之丞
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第六三三三号と同じである。
第七四八九号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山 上進之丞
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第六三三四号と同じである。
第七四九〇号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山 上進之丞
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第七四九一号 昭和六十二年五月二十日受理
労働者遺族の年金に関する請願
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山 上進之丞
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。
第七四九二号 昭和六十二年五月二十日受理
労働者遺族の終身養老所設置に関する請願
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山 上進之丞
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。
第七四九三三三 昭和六十二年五月二十日受理
労働年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山 上進之丞
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。
第七四九四号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山 上進之丞
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第六三三六号と同じである。
第七四九五号 昭和六十二年五月二十日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 北海道美幌市東六条北三丁目 山 上進之丞
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。
第七四九六号 昭和六十二年五月二十日受理
小規模障害者作業所の助成に関する請願(二通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 勝本彰 外千九百九十九名
紹介議員 中野 鉄造君
本年は、国連が定めた「障害者の十年」の中間年に当たる。国際障害者年(一九八一年)以降、我が国における障害者対策は各分野において一定の前進が図られ、また、国民の障害者問題への理解と関心も新たな高まりを見せてきている。しかし、障害者対策の現状をみると依然として成人期障害者対策の立ち遅れは否めない。「障害者の十年」の中間年に当たり、成人期障害者対策の抜本的改善を後半期の重要な課題として位置づけ、改めて長期計画達成の展望を明らかにしていくことが重要である。周知のとおり、障害児学校の重度化・重複化傾向は一層進み、また、精神病院においては退院を促進する対策が急速に進められつつある中で、重度の身体障害者・精神薄弱者並びに精神障害者、さらにはいくつもの障害をあわせもつ、いわゆる重複障害者の社会参加・社会復帰を現実的にどう保障していくのか、については避けることのできない緊急の課題となつてきている。こうした状況の下で、重度障害者や精神障害者のための小規模作業所が全国的規模で設置され、障害者の働く場・生活の場として重要な役割を果たしつつある。その数は全国で千五百箇所をはるかに超えたと推定され(昭和六十一年度現在、都道府県・政令指定都市の補助金交付対象の作業所だけでも千二百八十七箇所を上つている)、なお急増傾向にある。小規模障害者作業所は、それ自体いくつかの特徴があり、特に、地域に密着した形でこれが運営され、同時に地域に存在していることによつて短時間で通所できる、さらに少人数(十人から十五人程度が多い)という特性から、比較的柔軟な処遇が展開できるなどの優位性も、ここ数年の実践で確かめられてきた。しかし、小規模障害者作業所のすべてはいわゆる法外施設であり、法内施設と比較し、人的・物的に極めて劣悪な条件下にあり、地方自治体からの補助金と自己資金のねん出によつてどうにか経営を維持しているのが実情で、とりわけ資金難は共通する最大の悩みである。

先般の昭和六十二年度政府予算編成において、初めて身体障害者並びに精神障害者を対象とした小規模作業所への補助金制度（在宅重度障害者通所援護事業・精神障害者小規模保護作業所運営助成費）が創設され、従来からの精神薄弱者通所援護事業とあわせて、厚生省の関係三局で小規模障害者作業所への補助金制度が確立された。制度化そのものは大きな意義をもつものであるが、なお残された問題点も少なくない。補助単価（一箇所七十万円）、補助対象数（三事業あわせて二百九十一箇所）、交付方法（民間団体への一括交付方式）など、いくつかの点で改善が求められるところである。また、昨今のもう一つの重要な課題として、障害者の地域での自立を実現し、さらには家族の高齢化・亡き後に伴う、居住施設の整備が挙げられる。現行の身体障害者療護施設や、身体障害者・精神薄弱者のための更生施設や福祉ホームの拡充とあわせて、一方で地域に密着した、しかも障害者同士が、あるいは地域住民と手を携えながらの小規模な居住施設を多様な形態で整備していくことも重要ではないだろうか。今後我が国においては、立ち遅れている成人期障害者のための施設体系的整備を中心とする総合的で体系的なハビリテーション対策の確立が求められるが、当面重度障害者や精神障害者にとつての現実的な社会参加のための社会資源となつてゐる小規模作業所・小規模居住施設に有効な助成措置を講じていただくよう、次の事項について実現を図りたい。

- 一、小規模障害者作業所に対する国庫補助制度については、これを拡充し、その交付に際しては一定の要件を満たしたすべての小規模障害者作業所を対象とすること。
- 二、障害者が地域で生活するための小規模居住施設を拡充・整備すること。
- 三、精神薄弱者通所授産施設・身体障害者通所授産施設を拡充し、その運用に際しては、精神障害者も含む障害者の異なつた者の利用も認めること。

第七四九七号 昭和六十二年五月二十日受理
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願
請願者 埼玉県草加市中央二ノ三ノ六七ノ四 高橋きよ子 外三千九百七十八名

紹介議員 中野 鉄造君
この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第七五〇四号 昭和六十二年五月二十日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願（三通）
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 竹田美和 外三千名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五〇八号 昭和六十二年五月二十日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 藤原由典 外三千名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五〇九号 昭和六十二年五月二十日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 齊藤豊 外二千九百九十九名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五一〇号 昭和六十二年五月二十日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願（三通）
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 竹内桃子 外二千九百九十九名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五一一号 昭和六十二年五月二十日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 佐藤和広 外二千九百九十九名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五一一号 昭和六十二年五月二十日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 松山茂子 外三万名

紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五一二号 昭和六十二年五月二十日受理
労働基準法の一部を改正する法律案反対に関する請願
請願者 東京都品川区南大井三ノ一五ノ一 一ノ六〇一 田辺久子 外十三名

紹介議員 千葉 景子君
私たちは、主に女性の立場から、働くことが、人間らしい生活を保障し、より豊かな人と人とのつながりをつくり出すものであるような労働条件を求めて、職場で、地域で、実態を交流し、問題点をだし合い、運動を積み重ねてきた。昭和六十一年四月から施行された男女雇用機会均等法は、私たちの望んでいた女性差別撤廃条約に基づく効力ある男女平等法の制定という内容とは程遠いものである。女性たちの働く条件はますます悪化しているとの危うさを抱かざるを得ない現状である。政府・労働省によつて昭和六十二年三月九日に国会に提出された労働基準法の一部を改正する法律案は、均等法制定をめぐる過程の中で私たちが強く反対した労働基準法の母性保護規定の緩和・撤廃に引き続いて、労働者保護の法的柱である労働基準法の精神を全体として技術的に踏みにじろうとするものである。法定労働時間を一週四十時間に短縮するとしながら、その実施時期すら明記せず、実態として行われている長時間・不規則労働を規制する何の実効性もないばかりか、変形労働時間制

の拡大・導入によつて、企業の都合、機械の都合等によつて必要とときに残業手当なしの長時間労働をさせることができる、というのが今回の労基法改正案の最大のねらいである。改めていうまでもなく、人間の生活のリズムは一日を単位として営まれている。変形労働時間制の大幅な導入は、このリズムを破壊し、人が人として生きる根本条件を破壊することにつながる。働きバチと言われ、国際的にも批判されている日本の長時間労働は、健康で、家事や育児を他者に押し付けることのできる壮年の男性にとつてさえ、過酷で耐え難いものであり、他者をいたわる心の余裕を奪つていくものである。ましてや、女性や病弱な人、障害者、高齢者などには働き続けることに伴う困難が二重にも三重にも覆いかぶさつていく。労働時間の弾力化、変形労働時間制の拡大、一層の長時間労働と賃下げに道を開く労働基準法の改正案に絶対に反対である。求められているのは変形労働時間制ではなく、一日の労働時間の短縮を軸とする労働基準法の改正である。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、昭和六十二年三月九日に提出された労働基準法の一部を改正する法律案を廃案にすること。

二、一日の労働時間短縮を始めとし、労働基準法に定める労働条件の最低基準の底上げのための法改正に、働く者の実態と声を反映して、国会として着手していくこと。

第七五一四号 昭和六十二年五月二十日受理
消費生活協同組合法の改正反対に関する請願
請願者 横浜市中区山下町二五二豊亀ビル 金木照義 外一万五千三百名

紹介議員 千葉 景子君
我々消費者は、我々自身の暮らしと健康、平和を守るために生協運動を進めている。先に、厚生大臣の諮問機関として設けられた「生協のあり方に関する懇談会」の報告書では、生協の意義や役割、生協活動の在り方について基本問題に触れて明ら

かにされた。我々は、消費者の自発的な協同組織の基本を踏まえて、活動を進めて行くこととしてゐる。ついで、次の事項について実現を図りたい。

消費生活協同組合法の改悪は行わないこと。

第七五二〇号 昭和六十二年五月二十日受理
国立腎センター設立に関する請願
請願者 大阪市生野区中川四ノ二一ノ三 森高政夫

紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第七五二一号 昭和六十二年五月二十日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 森下耕作 外二千九百九十九 名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五三二号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四 四 小島敬止

紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第六三三三号と同じである。

第七五三三三号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四 二 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第六三三三号と同じである。

第七五三四四号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村 晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第六三三三号と同じである。

第七五三五五号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の無年金者救済に関する請願
請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中 村弘美

紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第六三三三三号と同じである。

第七五三六六号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四 四 小島敬止

紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第六三三三四号と同じである。

第七五三七七号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四 二 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第六三三四号と同じである。

第七五三八八号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村 晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第六三三四号と同じである。

第七五三九九号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願
請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中 村弘美

紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第六三三四号と同じである。

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四 四 小島敬止

紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第六三三五五号と同じである。

第七五四一〇号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四 二 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第六三三五五号と同じである。

第七五四二二号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村 晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第六三三五五号と同じである。

第七五四三三三号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願
請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中 村弘美

紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第六三三五五号と同じである。

第七五四四四四号 昭和六十二年五月二十日受理
労災者遺損傷者と遺族の年金に関する請願
請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四 四 小島敬止

紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第七五四五五五号 昭和六十二年五月二十日受理

労災者遺損傷者と遺族の年金に関する請願
請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四 二 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第七五四六六六号 昭和六十二年五月二十日受理
労災者遺損傷者と遺族の年金に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村 晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第七五四七七七号 昭和六十二年五月二十日受理
労災者遺損傷者と遺族の年金に関する請願
請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中 村弘美

紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第七五四八八八号 昭和六十二年五月二十日受理
労災者遺損傷者と遺族の年金に関する請願
請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四 四 小島敬止

紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第六三三七七号と同じである。

第七五四九九九号 昭和六十二年五月二十日受理
労災者遺損傷者と遺族の年金に関する請願
請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四 二 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第六三三七七号と同じである。

第七五五〇〇〇号 昭和六十二年五月二十日受理
労災者遺損傷者と遺族の年金に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村 晃一

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七五五二号 昭和六十二年五月二十日受理
労災年度被災者の終身保養所設置に関する請願
請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中村弘美

紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七五五三号 昭和六十二年五月二十日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四四 小島敬止

紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七五五四号 昭和六十二年五月二十日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七五五五号 昭和六十二年五月二十日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七五五六号 昭和六十二年五月二十日受理
労災年金と他の年金との完全併給に関する請願
請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中村弘美

紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七五五七号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

請願者

請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四四 小島敬止
紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第七五五七号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第七五五八号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第七五五九号 昭和六十二年五月二十日受理
重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願
請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中村弘美

紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第七五六〇号 昭和六十二年五月二十日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 茨城県真壁郡明野町海老ヶ島九四四 小島敬止

紹介議員 岩上 二郎君
この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第七五六一号 昭和六十二年五月二十日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

請願者 広島県三原市沼田西町惣定一六四 森江友行

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第七五六二号 昭和六十二年五月二十日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村晃一

紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第七五六三号 昭和六十二年五月二十日受理
車いす重度身体障害者の雇用に関する請願
請願者 鹿児島市武岡四ノ三四ノ一二 中村弘美

紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第七五六四号 昭和六十二年五月二十日受理
国立腎センター設立に関する請願
請願者 大阪府枚方市宮之阪一ノ一二ノ九 脇坂千鶴子

紹介議員 森下 泰君
この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第七五六五号 昭和六十二年五月二十日受理
国立腎センター設立に関する請願
請願者 宮城県栗原郡築館町新田東二八 小野秀正

紹介議員 星 長治君
この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第七五六六号 昭和六十二年五月二十日受理
重度戦傷病者とその養護に関する請願(五通)
請願者 宮城県桃生郡矢本町新沼一四三ノ二 高橋長三郎 外四名

紹介議員 星 長治君
この請願の趣旨は、第五八一五号と同じである。

第七五六七号 昭和六十二年五月二十日受理
療術の制度化促進に関する請願(十六通)

請願者 東京都小平市花小金井五ノ六三三 小松義雄 外十五名

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第五〇五五号と同じである。

第七五六八号 昭和六十二年五月二十日受理
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願
請願者 福岡市西区金武一八ノ一一 谷井アヤ子 外四千九百九十九名

紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第七五六九号 昭和六十二年五月二十日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 深沢智子 外九百九十九名

紹介議員 岡野 裕君
この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五七〇号 昭和六十二年五月二十日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願(三通)
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 西口勝彦 外二千九百九十九名

紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五七一号 昭和六十二年五月二十日受理
小規模障害者作業所等の助成に関する請願
請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五九 佐藤千登世 外二千九百九十九名

紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五七二号 昭和六十二年五月二十日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願(三通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 松本昌子 外二千九百九十九

紹介議員 森下 泰君

この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五七三号 昭和六十二年五月二十日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 松永洋子 外二千九百九十九

紹介議員 宮崎 秀樹君

この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五七四号 昭和六十二年五月二十日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願(三通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 中みや子 外二千九百九十九

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五七五号 昭和六十二年五月二十日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願(三通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 柴田真理 外二千九百九十九

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五七六号 昭和六十二年五月二十日受理

小規模障害者作業所等の助成に関する請願(八通)

請願者 東京都小平市小川町二ノ一、一五

九 椎名富士 外七千九百九十九

紹介議員 曾根田都夫君

この請願の趣旨は、第七四九六号と同じである。

第七五七九号 昭和六十二年五月二十日受理

重度身体障害者の無年金者救済に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三福

島労災病院全国脊髄損傷者連合会

いわき支部内 荒木信幸

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六三五三号と同じである。

第七五八〇号 昭和六十二年五月二十日受理

重度身体障害者に対する福祉行政に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三福

島労災病院全国脊髄損傷者連合会

いわき支部内 荒木信幸

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六三五四号と同じである。

第七五八一号 昭和六十二年五月二十日受理

重度身体障害者の労働者災害補償保険法改善に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三福

島労災病院全国脊髄損傷者連合会

いわき支部内 荒木信幸

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六三五五号と同じである。

第七五八二号 昭和六十二年五月二十日受理

労災脊髄損傷者と遺族の年金に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三福

島労災病院全国脊髄損傷者連合会

いわき支部内 荒木信幸

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六三五六号と同じである。

第七五八三号 昭和六十二年五月二十日受理

労災重度被災者の終身保養所設置に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三福

島労災病院全国脊髄損傷者連合会

いわき支部内 荒木信幸

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六三五七号と同じである。

第七五八四号 昭和六十二年五月二十日受理

労災年金と他の年金との完全併給に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三福

島労災病院全国脊髄損傷者連合会

いわき支部内 荒木信幸

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六三五八号と同じである。

第七五八五号 昭和六十二年五月二十日受理

重度身体障害者の脊髄神経治療技術研究に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三福

島労災病院全国脊髄損傷者連合会

いわき支部内 荒木信幸

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第七五八六号 昭和六十二年五月二十日受理

車いす重度身体障害者の雇用に関する請願

請願者 福島県いわき市内郷綴町沼尻三福

島労災病院全国脊髄損傷者連合会

いわき支部内 荒木信幸

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第三三六四号と同じである。

第七五八七号 昭和六十二年五月二十日受理

労働基準法の改悪反対、労働時間の短縮に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町内池二三四ノ

九 島村五男 外十二名

紹介議員 沓脱タケ子君

先般、政府が国会に提出した労働基準法の一部を改正する法律案は、実質的には大企業で週四十六時間制とするのみで、時間外労働の上限規制もなく、労働時間の短縮に役立たない。また、新たに導入される三箇月変形制、フレックスタイム制などの弾力化措置は長時間・過密労働に拍車をかけ、労働・生活リズムの混乱やた働きの拡大をもたらすものである。このような改悪を認めることはできない。ついては、我が国の国際的地位にふさわしく、人間らしく暮らし働くことのできる最低基準として、次の事項について即時に実現を図りたい。

一、政府が提出した労働基準法の一部を改正する法律案は廃案とすること。

二、人間らしく働くために、次の各項を柱とする労働基準法を早急に改正すること。

1 すべての労働者について、賃金引下げなしの一日八時間・一週四十時間・週休二日制を直ちに実施すること。

2 時間外労働の上限(一日二時間、一週六時間、年間百二十時間)を定め、賃金の割増率を引き上げる(時間外五十パーセント、深夜・休日百パーセント)こと。

3 週休二日制の下で年間最低十五日の年次有給休暇(ILO第百三十二号条約の水準)を保障すること。

4 深夜及び交替制、変形労働等の不規則労働を厳しく制限し、やむを得ないもの以外には禁止すること。

三、不払残業、無給の休日出勤などの労働基準法違反を是正し、完全実施のために関係職員の増員など体制強化を図ること。

第七五八八号 昭和六十二年五月二十日受理

労働基準法の改悪反対、労働時間の短縮に関する請願

請願者 東京都北区浮間四ノ二六ノ三ノ四

〇二 五味絏一 外十二名

この請願の趣旨は、第七五八七号と同じである。

第七五八九号 昭和六十二年五月二十日受理

国立腎センター設立に関する請願

請願者 埼玉県上尾市原市九五九ノ八小

島善吉

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第七五八七号と同じである。

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第七五九〇号 昭和六十二年五月二十日受理
国立明石病院と国立神戸病院の統合計画をやめ、
充実・強化に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町谷八木五〇
一ノ六 三浦明美 外千名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第六五七三号と同じである。

昭和六十二年六月八日印刷

昭和六十二年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P